

第四十六回国会 衆議院 商工委員会 會議録 第十四号

昭和三十一年二月二十八日(金曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小平 久雄君

理事始関 伊平君 理事中村 幸八君

理事早稲田 柳右門君 理事板川 正吾君

理事久保田 豊君 理事中村 重光君

内田 常雄君 浦野 幸男君

遠藤 三郎君 小笠 公昭君

小沢 辰男君 岡崎 英城君

神田 博君 佐々木 秀世君

田中 龍夫君 田中 正巳君

田中 六助君 野見山 清造君

長谷川 四郎君 南 好雄君

村上 勇君 山手 満男君

大村 邦夫君 加賀田 進君

松井 茂尚君 沢田 政治君

島口 重次郎君 橋 兼次郎君

藤田 高敏君 森 義親君

麻生 良方君 伊藤 卯四郎君

加藤 進君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

通商産業大臣 福田 一君

出席府委員

内閣法制局長官 林 修三君

公正取引委員長 渡邊 喜久造君

委員長 通商産業政務次官 田中 榮一君

中小企業庁長官 中野 正一君

労働事務官 有馬 元治君

(職業安定局長)

委員外の出席者

専門員 渡邊 一俊君

本日の會議に付した案件

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

〇二階堂委員長 これより會議を開きます。

まず、内閣提出の中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業指導法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、以上六法案を議題とし、質疑の通告がありますので、これを順次許可いたします。藤田高敏君。

〇藤田(高)委員 私は、主として中小企業関係の問題に集約をして、以下数点質問をいたしたいと思ひます。

まずその第一は、すでに今国会が始まって以来、各委員会においてもしばしば質問をされ、あるいはその方向づけもあらたかた出てきたようにも感じるわけですが、いわゆる歩積み、両建ての問題についてであります。質問の結論を先に申し上げますと、歩積み、両建ての妥当、不当性の限界は何によつてきめるのかということでございます。私どもの立場は、特に中小企業の金融に対する歩積み、両建てはいけなという立場に立つておるわけでありまして、金融機関の元締めともいふべき井上全銀協の会長の意見、たとえば昨年の十月末に全国銀行の拘束預金がどれくらいあるかということ調査をいたしておりますが、それによりますと、一兆四千三百四十七億のうち九割までは妥当性のあるものであつて、いわゆる妥当な食し付け、担保性があるものであつて、歩積み、両建てとして自粛しなければいけないものは、その一兆四千何百億のうち、パーセント程度であるというようなことを言っているわけでありまして、また水田全銀協の専務理事も、問題は歩積み、両建てについては行き過ぎがいないのであつて、いわゆるその内容によるのだということをいろいろ新聞その他でも発表をいたしております。さらには手形割引につきましても、一般的な常識としては平均三割程度までの歩積みは、不渡りの危険性ということを考慮に入れた場合に、これは取引上の条件として十分妥当性があるんだ、

こういうことをそれぞれ金融機関のいわば代表者とも称すべき人が主張をいたしておるわけでありまして、こういうことがこういった金融関係の商取引の中で許されるといたしますならば、幾らこの国会論議を通じて歩積み、両建てについては、衆議院の予算委員会ではございませぬけれども、刑事罰に近い罰則規定を設けて歩積み、両建てをなくするのだといつても、実質的な商取引の中ではこういう実態が持続されるわけではございません。したがつて政府当局としては歩積み、両建ての妥当ないしは不当性の限界といふものはどういふ条件によつて、いかなる基準によつて設定をしようと思つておるのか、お考えを聞かしてもらいたいと思ひます。

〇福田(一)國務大臣 御質問の問題は主として大蔵省関係であると思ひますが、通産省としましては政府関係機関、いわゆる中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫等には関係がございまして、この三庫については、歩積み、両建ての問題は、これはわれわれ銀行の問題になります。ただ市中銀行の問題になります。これは欧米各国でもある程度、いまあなたも仰せになったように、どの度合いがいいかといふことが問題になるのであつて、これは全然いけな、禁止すべきものであるといふものではないわけでありまして、したがつて、われわれとしてどういふふうな感觸を持つて見ておるかといふは、願わくば、せいぜい多

くても一〇%前後くらいまでには将来なつたらいいんじゃないか、そういう感觸を持っておりますが、しかしいま現実に市中銀行で行なわれておる歩積み、両建てを一挙にそこまで持つていけるか、これは商慣習とかいろいろの問題もあるであらうし、それが起る事情もあれば、また金融のときの条件等もございまして、それから、私は将来そういうところへはだんだん持つていってほしいという希望はいたしております。しかしこれは私の所管で申し上げるよりは、むしろ大蔵大臣の立場で公式にお答えをするのがいいんじゃないか、こう考へております。

〇藤田(高)委員 その限界につきましては、一応通産大臣の感觸ないしは希望という見解を私は承つたという程度にいたしまして、現実の問題として、これだけ国会論議を通じても歩積み、両建ての問題がやかましくいわれておる段階にもかかわらず、常識はずれの歩積み、両建てがなされておるといふ代表的な事例を提示いたしまして、それに対する政府当局の見解を承りたいと思ひます。

たしかこの二月の二十六日のある有力商業新聞であつたと思ひますが、たとえば関東地区における中小繊維問屋の融資条件の中で、融資されたり七割三分までが歩積み、両建てとして拘束され、それに対して一割五分の金利を課せられておる、こういうことになりまして、形式上はなるほど二割七分のものが融資されたということにな

りますけれども、実質的にこの種の金利を計算しておれば、これは何も融資しでもらわなかったと同じような状態になっておるんじゃないだろうか、こういういひどい事例があるわけでありまして、これを代表的な一つの例といたしまして、これまた昨年——所管が若干連うかもわかりませんが、大蔵省が昨年の十一月末に調べた一般預金中の債務者預金、いわゆる金を借りておるものの預金の調査をいたしておる統計資料がございます。それによりますと、都市銀行では五二・六％、地方銀行では約五〇％、これがいわゆる債務者預金として預金されておるわけでありまして、これを全部が全部歩積み、両建てであるとは私は申しませんけれども、相互銀行、信用金庫の債務者預金を見ますと、そのうちの大半以上が歩積み、両建てと見て差しつかえないような内容を持つておるといふふうに理解するわけでありまして、

時間がありませんで、この点は詳しい内容は申し上げませんけれども、都市銀行、地方銀行のそういった拘束預金ともいへば債務者預金あるいは相互銀行、信用金庫等におけるこれまた債務者預金の実態等というものを、先ほどの例と関連して判断いたします場合に、歩積み、両建てのワクというものは相当大きいと見ております。ただいま通産大臣の言われた、長い将来に向かつての希望条件としては一割程度ということがある意味において理解することができるとしても、今日段階においては相当な歩積みの歩積み、両建てがなされておるのではないかと、思うわけでありまして、したがって歩積

み、両建てをなくするための具体策について、政府機関なり政府当局なり、特に公取としてはどういふふうな対策を講じようとしておるのか、また歩積み、両建ての実態調査ないしは実態把握については、いかにしてこの実態を正確に把握しようとしておるのか、そういう点についての見解を承りたいと思ひます。

○渡邊政府委員 いまお示しになりました数字は、昨年のたしかいまだごろだと思ひますが、銀行局が検査部を通じて、全国の銀行について幾つかの支店を選んでのサンプル調査をした数字だと思ひます。全国銀行の数字全部を調べることはそう簡単にいかぬと思ひます。お示しになった数字は、いわゆる債務者預金というものでございまして、片方で金を借りながら片方で預金している、これはどの会社にもあることとございまして、問題はその中でいかに歩積み、両建て、しかも不当な歩積み、両建てといふか、預金者の意図に反して、かつ正当な理由がないのに拘束しているものといふものがわれわれの一番目をつけている対象であり、同時に、一般の会社あるいは特に中小企業者が一番不満を持つておる点だといふふうに解しております。この実態につきましても、私のほうの手でサンプル的に調べることが不可能ではありませんが、しかし全体的に調べることはやはり相当大蔵省のほうの協力を得るというところでないと思ひます。大蔵省として、御承知のように、この問題をなくすることにつきましては非常に熱心になっております。銀行協会のほうもいろいろな数字を持つてきております。その

数字について私はまだ納得できないもので、それから、それについてもう少し納得いくようないろいろな説明を求めておる最中とございまして、全体としてこの歩積み、両建てをなくすることにつきましても、いろいろな席でいろいろ大蔵大臣からも話があり、私も申し上げておりますが、第一義的には銀行がその気になり、大いに自粛してもらふ。しかし、そういうふうなことで、かなり長年にわたるこの悪風が、そう簡単になおるといふことを期待するの、もうちょっと甘いんじゃないかというふうな感じがしております。したがって、私としては、私のほうとしてはもう少し様子を見ますが、しかし特殊指定といったようなことが、公正取引というものの基準をはつきりさせるということ、これは、やはり銀行が自粛する上においてはおのずから一つの方法が、つづいてございまして、その準備を進めておられますが、かなりいろいろな形勢がありまして、それから自発的でないといつたようなことにつきましても、結局最後は契約になるのですから、よほどきめをこまかくいろいろな場合を考えていきますと、抜け穴的なことも考えられますので、いまそういった面におきまして一応銀行の自粛案をもとにしながらかわれわれのほうで検討し、さらに大蔵省のほうとも連絡をとって、とにかく至急そういうものをつくりまして、必要があればいつでもこれが指定できるという準備態勢をまず整えるということが、私のほうとして考えておることとあります。

○藤田(高)委員 中小企業金融問題に関連して、この歩積み、両建てが相当中小企業自体の経営を圧迫をして、

いわゆる戦後最大といわれるような倒産事態が起こつておるわけですから、そういう倒産状態というものが、ここで論議しておる段階においてもなおかつどんどん進行しておる。少なくとも高原状態ないしは上向きカーブで進行しておるのではないかと判断をするわけでありまして、そういう条件の中で、いわゆる役所仕事としての検討をするとかいふ段階は、やはり専門的ないろいろな条件を公取としてもあるいは大蔵省としても持つておるわけですから、そういうものを総合的にスピーディーに判断をして結論を出して、い

わゆる生きた行政でなければいかぬと思ひます。そういう立場からいいますならば、いまだ少し政府当局が検討をしておる段階というものを、早く結論を出して、具体的な歩積み、両建てに対する抑制措置を講ずる、行政措置というものをすみやかに講じていく必要があるのではないかと、思ひますが、それに対する見解を承っておきたいと思ひます。

○藤田(一)国務大臣 私は、お説のようによい中小企業が非常に困つておるときでありますから、歩積み、両建てをなるべく早く解消するような方向で努力をするということについては、お説に賛成でありまして、またその努力はいたしておるのであります。しかし、いままでの経緯から見ても、そう簡単に——また教の關係等もございまして、全部が全部きれいにさっぱり水で洗つて流してしまふというふうな簡単なものではないということも御理解を賜つておるところと思ひのであり

ます。できるだけ御趣旨に沿つて努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○藤田(高)委員 ただ先ほど私が指摘しましたが、二、三日前の新聞に代表的な例として載つておつたような歩積み、両建てのワクとして七割から歩積み、両建てをさせられておるといふようなところについては、いまだ少し立ち入り検査というのですか、そういう積極的な行政措置を講じて、そうしてその実態というものを世間に公表していく、そういう中から歩積み、両建てに対する金融機関の自粛というものをさらに強化していくという措置が必要だと思ひます。そういう点については、少なくともこういう恩恵金融機関ともいへば、具体的なものにわたつておれば、そういうものに対しては適切な措置を講じていくという積極的な努力が必要ではないか。その点に対する見解を承りたいのと、いま一つは、これだけ歩積み、両建ての問題がやかましく言われておる段階で、政府系の金融機関の代理業務をしておる金融機関が公然と歩積み、両建てをやつておるといふことが、これまた新聞で報道されておる。この内容については、私は公取ないしは政府機関のお調べになつた事情を承りたいと思つております。私の知つておる範囲では、たとえば一千万だつたら一千万の政府融資を行なうときに、その銀行の金を五百万融資をして、千五百万に対する貸し出し金利をとつて、そうして五百万に対しては預金金利をとる、こういう形の中で、利ざやをかせいでおるといふような状態が新聞で報道されておるわけでありまして、これはいやくも政府系の金

○渡邊政府委員 初めのほらの、非常に顯著な例について、公取でというお

○藤田 高 委員 ただいまの答弁では、そういった政府系の金融機関の代理貸し業務をやっておるところで、いわば悪質な歩積み、両建てをやっておるような機関に対しては貸し付けワクの削減をやった、これも確かに私は一つの措置だと思えます。しかしながら、やはりこの種のいわゆる不当、悪質な両建て、歩積みと目される状態が発生しておる場合は、そういったまぬるい措置ではなくて、こういったものに対してはやはり政府みずから責任を持って処置をするといういわば一種の規律あるといえますか、商行為といえども、商行為の中に規律のある行政措置というものを講じることが政府

○中野政府委員　先ほど申し上げましたように、政府資金の代理貸しにあつては、政府が責任を負ふことをやるという趣意で、厳密に戒めておきまして、貸し付けワクの削減あるいは場合によりましては貸し付けワクの配分の停止——厳密な意味の業務停止ということになると、これはどつちかということになる。これは大蔵省のほうの監督、一般の銀行の監督の問題になるかと思ひますが……。

○藤田(高)委員　配分の完全停止ですか。

○藤田(高)委員 業務停止につきましましては所管外であるようでございますので、これはひとつなお別の機会に大蔵当局の見解をお尋ねすることにいたします。

これは多くを申し上げるまでもなく、大企業と中小企業との資本装備率あるいは生産性を初めとする企業間の

○有馬政府委員 中小企業の人手不足は、先生が御指摘になりましたように非常に深刻でございますので、私ども

としまでも職安機關をあげて中小企業
の勞務確保対策に努力をしておるわ
けでございますが、何せ若年労働力が
非常に不足してまいっておりますの
で、若年の、特に学校卒業者のみをもつ
て求人を充足するということとは不可能
でございますので、どうしても中高年
の離職者ができるだけ中小企業も雇つ
ていただく、こういった考え方で雇用
主も経営を考えていくというふうなこ
とを経営者に対しては指導をしてま
いっております。また大企業との格差
が非常にありますために募集が困難だ
という点も御指摘のとおりでございます。

○藤田(高)委員 私もいま答弁のありました点を特に強調したいと思っておったわけでありますが、なるほど答弁にありましたように、そういう方向に

努力目標がいささかなりとも向いてお
るということにつきましては理解をす
るものでありますけれども、やはり急
テンポで高度成長というものがどんど
ん発展していく経済条件の中で、こ
ういった徹底的な措置をもつてしては私
は非常に不十分だと思っております。し
たがって、これは労働省だけの問題で
ないと思いますが、いわゆる中小企業
向けの共同宿舎に対する助成、ある
いは一般商店街と中小企業を含めた共
給食センターの設置、あるいは設備近
代化促進のための助成策ないしは大幅
な減価、あるいは具体的な養牛設備を改

府において積極的に進めない限り、中小企業との求人難を排除することができないと思ふわけですが、それに対する積極的な見解を承りたい。と同時に、いま一つ非常に大事なことは、やはり初任給の面においては、なるほど大企業とその格差が縮まりつつあるといひますけれども、まだまだ初任給においても非常な格差があるわけですが、これは名目的な初任給だけではなくて、やはり賃金の比較においてどういった開きがあるかという実質論で検討しなければならぬと思ふわけでありまして、そういう立場からいきますならば、やはり私は今日の、俗にせよ賃金といわれておる業者間協定による最賃制というものをなくして、やはり全国一律の最賃制というものを、特に中小企業対策としても、中小企業向けの求人難をなくする立場からも、つくる必要があるわけですが、これに対する労働省の見解をお聞きしたいと思ふます。

○有馬政府委員 最賃の所管は私でございますので、別の機会に基準局長かだれかにお尋ねいただきたいと思ふます。

○藤田(高)委員 私も初めて出てきたものですから、だれにかれにという相手につきましては十分わからないところがあるわけですが、率直に言つて、あの種の答弁は、ある意味においては非常に責任を感じた御答弁かも知れませんが、一つには、いわゆる役所セクシヨナリズムといひますか、非常に責任ののりだと思ふのです。私どもは、決して政府機関を責めるというところではなく、こういう議論を通

じて、生きた政治、生きた行政をやりたいということが念頭でありますから、そういう点についてはいさ少し、答弁がでなければ本日の午後なりとも、あるいはすぐ基準局長を呼ぶとか、そういう積極的な答弁があつてこそ、初めて私は国会論議が生きていくのではないと思ふのですが、これは技術的な問題になりましたので、ぜひそういう方向で——これはひとり労働省に限らず、そういう努力を委員会審議を通じてやつてもらいたいということを通じて、望んでおきます。あわせて、いま私が質問したことに対する通産大臣の——政府関係ですから、単に、おれたちの所管じゃないということに、おれたちの責任を承りたいと思ふと、池田内閣としての責任ある見解というものがあつてほしいので、大臣の所見を承りたいと思ふます。

○福田(一)國務大臣 最低賃金制を全国統一的にやつてはどうかという御質問と承つたのでありますが、これは政府答弁ということになります。これはまた労働大臣ともよく話し合つた上で申し上げたいと思ふます。

私は、全国一律にするということはむずかしいかと思ふます。あなたの御意見だと、そうしたほうがよいようなお話ですが、やはり事業事業は、それぞれ生産性の問題とか、その他において度合いが違つておるし、資本の関係においても違つておるし、すべてのそういう条件が違つておる。その場合に、最低賃金制を一律にきめることは、事業によつては影響を受ける度合いが非常にきつくなつてくるので、そういうことも一つ問題があつるかと思ふます。

思つております。ただし、いま突然に御質問がありましたので、私の感觸を申し上げたわけでありまして、後刻また労働大臣あるいはまた所管の局長等から、これについて政府としての公式の見解を申し述べさせるようにいたしたいと思つております。

○藤田(高)委員 私の質問のまずさかも知れませんが、大臣の御答弁の中に二回にわたつて感觸ということばが出たわけでありまして、この感觸といふことは、どの程度の政治的な責任を伴う見解として承つたらよろしいのか、これをひとつお聞かせをいただきたいと思ふます。そうしないと、どうも次の質問ができないように思ふます。

○福田(一)國務大臣 感觸と申し上げましたのは、私がその問題についてまだ十分なる基礎的な検討をいたしておらない。したがつて、私として公式な責任あるお答えはいま差し控へさせていたきたい。しかしこの場合におけるあなたの御質問に対する私の気持ちをおし上げてみたい、こういう意味であります。

○藤田(高)委員 個々の問題についてはそういう意味の御答弁もあつるかと思ふわけですが、最賃制に関する問題は、すでに国会においても幾たびか法案としても論議をされた問題でもありますし、そして、これはILOの八十七号条約ではございせんけれども、最賃制の問題は、近代国家、民主国家においては少なくとも全国一律最賃制といふものがしかれておるわけですから、そういう点からいけば、保守党内閣といへども、この最賃制に対する考えは、個々の大臣の感觸程度で見

解ではなくて、統一した見解というものがなければいかぬと思ふ。そういう点では、ただいまの答弁は何かその場ののりだと思ふ。いゝわんや池田総理の施政方針以来政府が強調をいたしておりますことは、貿易の自由化、開放経済に向かつていく企業の近代化といふことを非常に強調してきております。こういう中小企業の近代化を促進していくという立場からいきますとすれば、全国一律の最賃制がしけないといふよりなことで——最賃制をいいたことによつてその企業の存立条件があぶなくなる、存立を維持することができないといふことでは、これは中小企業の近代化といふことはおぼつかないじゃないかと思ふわけですが、そういう観点から、雇用問題に関連をして、やはり中小企業の賃金を中心とする労働条件が劣悪なために若年労働力が不足をしておるわけですから、そういう立場から見れば、この最賃制に対する見解をいま一度お伺いをいたしたいと思ふます。

○福田(一)國務大臣 御質問の点でございますが、あなたも御承知のように、中小企業と大企業との生産性についてはまだいろいろの格差がある。それを取り返そうといふのでいま努力を続行しておる段階で、終局的目的において、あなたのおっしゃる通りに、いわゆる全国統一の最賃制をつくるという方向に向かつて順次進めていくといふことはけつこつであります。いま直ちにこれをやるということは困難であらう、こういうことを私は申し上げておるのであります。

○藤田(高)委員 なるほど一氣にやる

ことのむずかしさは、私も理解ができるわけですが、しかし、私はやり方の問題として、これは仮定であります。全国一律の最賃制をしたことによつてどれだけの中小企業が、経営上どういふ点に困難が生ずるかという問題点をクローズアップして、そしてその問題点を克服するために金融の面からはどうすべきか、技術の面からはどうすべきか、あるいは設備の面からはどうすべきかという措置を講じていくこと、そういう総合的な経済政策、中小企業育成ないしは近代化の諸施策を樹立することが、私はほんとうの意味における中小企業の育成策であり近代化の道でないかと思ふわけですが、それに対する大臣のお考えを聞かしてくだ

さい。

○福田(一)國務大臣 賃金の面からすべての問題を見ていくといふことは、やはり事業経営といふ意味からいって困難かと思ふます。何といつても事業の経営には資本あるいは経営、技術、労働、いろいろな要素があることはあなたも御存じと思ふます。それを総合的に見て解決していく。そして生産性を向上して大企業との格差をなくするといふのがいま目的でございます。そういう場合に、賃金の面から見てすべてのものを律していく、その方面から全部を考へていくといふことも悪いことは思ひませんが、しかし、今度は経営の面から見てもものを考へていくといふことも、われわれの考えとしては大事だと思ふ。そういう観点から見ますと、あなたのおっしゃる通りに、賃金の面から見てこれをすべて律していくといふことは非常にむずかし

かろうと思ふます。

○藤田(高)委員 私の質問は、経営面

を無視するという立場はとってないわけです。これはひとつ間違えのないように願いたいと思うのです。やはり中小企業が近代的な中小企業として発展をしていくためには、全国一律の最賃制をいしても、その最低賃金をこなす程度の経営ができるようにするためには、それがどうあるべきかということに、政府としては考えるべきじゃないか、こう言っておるわけですか。したがって、なるほど大臣は、経営というものの観点は、主として経理とか金融とかそういった面から言っておるかと思いますが、やはり経営の土台は人じゃないですか。人なくして——資本と労働力が結合して経営がなされるわけですが、いま中小企業で多くの問題がある中で、その肝心の労働力が、先ほど指摘したように、求人率が三倍も四倍もなっている。この人を得るために、やはり最賃制がしかれるという条件が整備しないと、中小企業自身の近代化あるいは中小企業本来の育成発展というものがなされないのじゃないか、こう言っておるわけですか。その点に対する見解をお念のためにお尋ねしておきたいと思います。

○福田(一)国務大臣 事業は人だとい

う意味では、おっしゃるとおりだと思います。事業から人を抜いて事業はございせん。しかし人のうちには経営する者もあれば、労働を担当される方もおありになる、こういうことであります。また事業というものは、その土地、いわゆる環境がかなりその事業に影響しておる面もございします。それから気候が非常に影響しておるものもございします。そういうものが一律のレベ

ルに立つように自然の条件を克服し、あるいはそういう環境を克服するということは理想でございします。そうありたいものであります。しかしそれまでいかにいうちに一本の賃金でこれを縛っていくという形がいいかどうかというところになります。これは問題があらう、こういう考えを私は申し上げておる。あなたは非常にまじめな考えで、よく御勉強になつて御質問されておりますので、私も実は非常に敬服しておりますが、しかしこれはだんだん突き詰めていきましたと、あなたが立つておるスタンド・ポイントといえますか、いわゆる統制的なものの考え方と、われわれがいま立っております自由主義的な考え方との問題に帰着してくるのではないかと思ふのであります。

○藤田(高)委員 この点は、私は非常

に釈然としないうまま、質問を、持ち時間の関係でこの程度で終わりたいと思ひますが、率直に言つて、いまの政府の経済政策なりや方々というものは、これは失礼な言い分ですけれども、非常にこま切れた施策におちいっておるのじゃないか。やはり雇用と経営、労働省と通産、通産と大蔵という総合的な立場から、中小企業の育成なり、日本の大企業と中小企業の格差をなくしていく問題なり、そういう点についての総合的な、まじめな検討というものを私は強く要望しておきたいと思ひます。これは後日あらためて質問することにして、私は今の大臣答弁に関連する質問は留保いたしておきたいと思ひます。

次に、中小企業向けの金融問題についてお尋ねをしたいと思ひわけです

が、本会議あるいは委員会等でも、しばしばこの中小企業対策ないしは金融問題については、三十九年度は革新的とかあるいは革新的とかいうことばを使つてまで政府は力を入れておるのだ、こういうふうに承つておるわけですが、その内容は、新入議員が新入議員らしく調べてみますと、いわゆる一般予算においては、前年度対比で四〇％のアップに対して三九％のアップ率を示しておる。財政投融資の面では、前年度対比で二一％のアップに対して二五％のアップを示しておる。まだ内容はありますけれども、そういう点を中心として、特に政府金融機関に対する財政投融資として千六百十七億の投資が、前年度対比で二七％のアップ率を示しておるか、あるいは部分的なことではあります。商工中金に対しては前例がないところを三十億の出資計画を出しておるか、こういう一、二の例を出しますならば、この種のことになされておるために革新的であるとか革命的であるとかいうことばを使われておるといいたしますならば、はなはだもつて国会というところは——国会というところよりもむしろ政府というところは、ことばを遊戯的にもてあそぶことを非常に得意としておるといふふうに私は感ずるわけでありまして、これは非常に失礼な言い分かも知れませんが、せめて、この内容をききに検討してみれば、中小企業向けの予算といふものが一般予算の中に占める比率は、三十八年度はわずかに〇・四％、三十九年度はわずかに〇・五％にしかすぎないわけですね。財政投融資の面においても、前年度が一・八％で、三十九年度が一・八％にしかすぎないわけ

であります。若干長くなりますけれども、私はいまここに幾つかの資料を持っておりますが、この金融機関の中小企業向けの貸し出し残高というものを、ここ十年にわたつてずっと調査したものがございします。それによると、若干の違ひはありますが、たとえば三十九年、三十八年当時、全金融機関中の中小企業向けに対する貸し出し残高といふものは、かれこれ五〇％を占めておつた。それが一昨年の段階では四一％に減つております。同じような立場から全国銀行の金融機関の状態を見ますと、三十三、三十四年度はピーク時としてかれこれ三七七％程度の率を示しておつたものが、三十六年には三一％に減り、おととしは三六％程度にこれまた下降しておるわけでありまして、さらにこの金融機関の中小向けの貸し出し残高といふものを二十五年から三十七年まで——これは先ほどちょっと落としたが、先ほどの輸出輸入銀行のワケが入つておるわけですが、それを除いた都市銀行、地方銀行、長期信用銀行、信託銀行、こういった四つの銀行を中心とした比率から見まして、三十年、三十一年は三七七％程度の段階から、三十七年の十二月段階では、驚くなかれ三割を割つて二八％程度に落ちておるわけでありまして、さらにそういった関係の資料をいま幾つか提示いたしますならば、全国銀行信託協会の関係では、これまた三十一年度時が一三％程度であつたものが、中小企業向けに対して、驚くなかれ三十七年はその半分の六％程度に落ちておるわけでありまして、さらに都市銀行で見ますと、同じく三十一年度が三二％に対して、三十七年末が二三％、地方銀行

では六一％のものが五〇％というふうになつて落ちておるわけでありまして、ひとり相互銀行と信用金庫の関係が若干伸びを示しておるだけであつて、その他はもうことごとくといつて、いくらか中小企業向けの金融ワケが全体的に減少をいたしておるわけでありまして、こういうことでは、単に革新的とか革命的とかいうことはことばの遊戯に終わるわけであつて、政府が具体的に市中銀行ないしはそういった一般金融機関をも含めて、中小企業向けの金融に対して積極的に努力しておるというところは言えないと思ひわけでありまして、私はそれに対して、政府系の金融機関に対する融資ワケを大幅に増額する必要があると思ひわけでありまして、これに対する政府の見解をお聞かせ願ひたい。これが第一点。第二点は政府の一般市中銀行に対する、金融機関に対する、このような傾向を排除して中小企業にものつと重点を置いた金融措置を講ずるための行政的な指導方針をお聞かせ願ひたいと思ひわけです。

○田中(榮)政府委員 ただいま非常に詳しい資料によつて御質問がございまして、われわれもたいへん参考になると思ひます。まことにありがたうお礼を申し上げます。

そこで三十九年度の中小企業関係の予算につきましては、革新的であるとか革命的であるとかいろいろ前からいわれまして、それに対してどういふ予算が出るかということ、各方面で非常に御期待を持つていただいておつたのであります。ただ現実の問題をいたしましては、やはり国家財政という大きな制約のもとにおいて中小企業関係の予算

が編成をされるのでありますから、予算面におきましては、私はなるほど三十八年度の予算に比較いたしまして非常な多額の増額になっておるといふところはなないと思ひます。しかしながら予算の数字だけでなくして、いろいろ政府といたしましては、さきの通常国会におきまして皆さんの御協賛をいただきまして中小企業基本法の精神に沿ひまして、今後中小企業政策を一つ一つの具体的に具現をしていきたいという意欲に燃えているわけでございます。ただ数字だけで申し上げますと、たとえば中金に對する出資につきましても、過去五、六年間やはり何とかして、中金に對する出資を増額したいという努力をいたしておったのでございまして、それができなかったものであります。幸いに三十九年度の予算におきまして少なくとも三十億の政府出資ができたという事は、ある程度政府としても努力をした結果であると思ひますのでございまして、それからまた中小企業金融公庫に對しまして百億の中小企業公庫債を発行できる、そしてそれによつてまた融資ワクを増大させるというのも、一つの努力の結果であらうと思ひます。そのほか中金の利子を三厘方引き下げ、あるいは短期のものにつきましては日歩五毛ほど引き下げた。その引き下げ率についてはまことに少なかつたかと存じますが、しかしこれもやはり数年間努力してできなかったものがようやく三十九年度において実現をいたしました次第でございます。そのほか金融面につきましては、政府三金融機関につきまして、前年度よりも二・一％あるいはそれ以上に

増額した融資ワクを持たせたものもございまして、数字的に申し上げますと、あまり革命的じゃないやないかと、まあおしかりを受けるかもしれないけれども、政府としてはせいぜい努力をしたはすでございます。そのほか行政指導の面におきましていろいろなことをやつたのでございまして。たとえば市中銀行に對する中小企業向けの融資につきまして一定のワクを設けたらどうかというようなこともあつたのでございまして、今回異例の措置をいたしまして、大蔵省の銀行局長から一般の市中銀行に對しまして、できるだけ中小企業の金融に對して最善の努力をしてほしいという通達も出されたのでございまして、こうしたことを一つ一つ申し上げますとたくさんございまして、今後政府といたしましては、單に予算面の数字にとらわれずに、いろいろの面におきまして、中小企業の振興のためには中小企業基本法の精神に沿ひまして努力していきたい、かように考えておる次第でございます。

○藤田(高)委員 この問題につきましても掘り下げて質問したいわけでありまして、当初委員長からのあいつた要望もございまして、審議の關係もあつたので、これに關する問題は後日續いて質問させてもらふということにして、最後に下請代金の支払い遅延問題に關連をして、質問点を三つばかり羅列をしますから、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

注釈は省きますが、下請代金を、遅延防止法の精神に沿つて、いわゆる六十日以内に現金として支払い、手形決済が行なわれるようにしてはどうかと

いう論議は、これまた今国会で非常にかましく論議されてきたところであります。政府当局もその後ずっと国会審議を通じて、六十日以内というのを九十日ないしは百二十日くらいにしてはどうかというような努力方向が出ておるようでありまして、先ほど私が指摘しましたように、こういう論議をしておる過程においても、中小企業の倒産状態は既成事実として進行しておるわけですね。したがつて、この種の措置は、やはり早く政府の方針を決定していかねければ、これは生きた行政にないかなければ、そういう立場からいって、政府としては、私の新聞で見た限りにおきまして、今週中に六十日にするかどうかについては結論を出したいというふうな議論においても検討されておるやに理解をしておるわけでありまして、これは少なくとも法の精神からいって、六十日以内ということに限定をする必要があると思ひます。いわゆる六十日以内に手形の決済ができるように義務づけをすることが必要だと思ひます。それが、それに対する決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

第二は、これは先ほどの歩積み、両建てではございませぬけれども、下請代金の支払い期間を半ば合法的に延長するための手段として、下請企業が親企業に納める製品の検収期間を設けて、その検収期間を必要以上に長くして支払い代金を遅延させよう、これはまた悪質な親企業がおるわけでありまして、したがつて、六十日の中にこの検収期間を入れていくということになれば、検収期間を悪用する親企業のそ

いった悪徳行為を防止することができると思ひますが、それに対する見解をお聞かせ願ひたい。

第三点は、なるほど歩積み、両建ての問題あるいは金融一般の問題も大切であります。先ほど指摘しました下請代金を少なくとも六十日以内に支払うということも大事なことであります。が、いま一つ中小企業にとつて非常に大きな問題は、この下請するときの価格が非常に格安で、不当な価格で下請をやらされるといふところに一つの問題点があると思ひます。したがつてこの点もこの際、法の趣旨を徹底させるという方向に沿つたために、またこの下請代金の法四條の五項の精神に沿つたために、この親企業が下請に仕事を発注する場合の発注単価は、親企業でやつておる時間当たりの単価の九割を割つてはいかぬとか、中小企業が大企業でやつておる製品単価に十分見合つて、不当な価格にならないような発注条件というものを、やはり國の方針として、國の法律の精神として設定をしていく、そういうことで、いわゆる弱者の中小企業に對して、國として保護をしていくという条件をこの法律の中に設定をしていくことが必要ではないかと思ひますが、以上三點に對する見解をお聞かせ願ひたい。

それと最後にもう一点は、中小企業近代化促進法の中に印刷業が入つておりません。これは時間がありませんので内容は申し上げませんが、昨年はたしか二十業種がこの法律の対象になつておつた。いま数多くのものが、業種指定としてワクに入れてもらひたいという陳情もたくさんきておるようですが、私は、印刷業というのは、た

いへんオーバーな言い方かも知れませんが、文藝的には自由な言論を紙の上に印刷するといふ、実に重要な仕事をしておる業種ですから、これは近代化促進法のワクには当然入れていくということが大切ではないかと思ひますが、それに対する見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 最初の点からお答え申し上げますが、第一に検収期間ですが、下請代金支払遅延等防止法二條の二に、「下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内」で支払い期日を定め、その定めた支払い期日の間に支払いをしなければならぬといふのが法律の規定でございます。その六十日を動かすとか動かさぬといふことで論議が行なわれているわけではございません。

それから検収は、当然受け取つた日からですから、この六十日の中に入るわけでございます。これは解釈上非常にはつきりいたしております。

それから六十日以内に手形で払つてもいいんだ、その手形は、手形で払ひさえすれば何日長い手形でもいいんだといふようなことを、一部の事業者が誤解をしておるんじゃないかといふことがございまして、われわれのほうと公正取引委員会と協議をいたしまして、実は本日付をもちまして關係の団体、それから親事業者に對して解説通牒を発することになつております。実は昨日は經國連に私のほうの担当の部長が参りまして、この下請法の趣旨、それから今度政府が運用を強化する趣旨といふものを十分徹底するように説明をいたしまして、いろいろ疑問点も出たようですが、最終

的には政府のそういう方針に対して親事業の側から十分協力をしたいということになっております。その解釈をちょっと申し上げますと、これは通達が出ますので、また通達をお配りしたいと思ひますが、下請代金の支払いとして手形を交付する場合、この手形を受け取った下請事業者が、物品購入等の給付を行なった日から起算して六十日以内に通常の金融機関で割引等によつて現金化できるものでなければ支払いと認めないということでございます。この場合の通常の金融機関というのは、一般の銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の金融機関をいふ、いわゆる町の貸し金業者というのは含んでおらない、これは当然のことです。したがひまして、親事業者が手形を交付する場合には、下請事業者がこれを金融機関に持つていって割引能力の有無を十分考慮し、その能力がないような場合には、親事業者がその銀行に対して保証を行なうというような方法で割引能力を付するといふようなこともやるべきである、こゝまで相当嚴重にやつておりますので、この通達が出れば、いままで法二条それから四條の解釈について少しルーズに考へておられた親事業者も、この点ははつきりするのではないかと、いふふうに考へております。

思います。そこまでやろうということになれば、法改正になるかと思ひますが、われわれのはりはまだそこまで研究してありません。

それからもう一つ、近代化促進法に印刷業が指定されてないじゃないかと、いふお話でございますが、この法律が昨年施行されました、御指摘のように二十業種指定をしたわけでありまして、が、来年度の分といたしまして、いま関係省、関係の局と相談をして審議中でありまして、できるだけ多くの業種を取り上げたいといふふうに考へておりますが、御承知のように、促進法では相当指定にあつたの制限というか、基準がございまして、当該業種に属する中小企業の生産性の向上をはかることが産業構造の高度化または産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認めるもの、そのうちから政令もつて指定するということになつておりますので、印刷業がこれの中に解釈上入るかどうか、それから実際は政策をいろいろやつていきますので、指定を減税効果等もありまして、そういう政策的なワケといふものも実際上はあるわけでありまして、そういう点をいろいろ考へていまして、十分に御指摘の点については研究してまいりたいと思ひます。

の育成を考へるという積極的な立場からいけば、やはりせつかく下請代金遅延防止法といふものができておるわけですが、この法律にさらに積極的な意味を持たしていくという立場からいけば、この問題は類似行為の五項より、大企業と中小企業との発注条件で、ここにはやはり一つの大きな問題点があるわけですから、この隘路を克服していくという条件をつくらないで、それがやはり一般的にいまでさる法と言つてきた。しかし、それ以上大きなことがあるわけですから、この点をやはり私はいまの御答弁のように、研究しておらないといふことだけで逃げられるのではなくて、やはりそういう真に中小企業の声として出ておるものをこゝういふ法律の中に入れていくとか、あるいは行政指導の中でそういうものができるとは克服していくとか、あるいはこの中に入れたことがむづかしいのであれば別途の法案をつくるか、そういう積極性がほしいと思ふわけでありまして、その点に対する御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

午後零時五十九分開議
○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
中小企業関係六法案についての質疑を続行いたします。
内閣総理大臣に対する質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。森義親君。

それから第三点につきましては、四條の五項の問題であります、これは法律でいっておるのは、ほかのいろいろな下請事業者に出しておる単価より著しく低いものじゃないか、こういうことでありまして、親事業者がそれをやつた場合に、その何掛けといふような考へ方で法律ができておらないと思ひます。そこまでやろうということになれば、法改正になるかと思ひますが、われわれのはりはまだそこまで研究してありません。

それからもう一つ、近代化促進法に印刷業が指定されてないじゃないかと、いふお話でございますが、この法律が昨年施行されました、御指摘のように二十業種指定をしたわけでありまして、が、来年度の分といたしまして、いま関係省、関係の局と相談をして審議中でありまして、できるだけ多くの業種を取り上げたいといふふうに考へておりますが、御承知のように、促進法では相当指定にあつたの制限というか、基準がございまして、当該業種に属する中小企業の生産性の向上をはかることが産業構造の高度化または産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認めるもの、そのうちから政令もつて指定するということになつておりますので、印刷業がこれの中に解釈上入るかどうか、それから実際は政策をいろいろやつていきますので、指定を減税効果等もありまして、そういう政策的なワケといふものも実際上はあるわけでありまして、そういう点をいろいろ考へていまして、十分に御指摘の点については研究してまいりたいと思ひます。

の育成を考へるという積極的な立場からいけば、やはりせつかく下請代金遅延防止法といふものができておるわけですが、この法律にさらに積極的な意味を持たしていくという立場からいけば、この問題は類似行為の五項より、大企業と中小企業との発注条件で、ここにはやはり一つの大きな問題点があるわけですから、この隘路を克服していくという条件をつくらないで、それがやはり一般的にいまでさる法と言つてきた。しかし、それ以上大きなことがあるわけですから、この点をやはり私はいまの御答弁のように、研究しておらないといふことだけで逃げられるのではなくて、やはりそういう真に中小企業の声として出ておるものをこゝういふ法律の中に入れていくとか、あるいは行政指導の中でそういうものができるとは克服していくとか、あるいはこの中に入れたことがむづかしいのであれば別途の法案をつくるか、そういう積極性がほしいと思ふわけでありまして、その点に対する御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

午後零時五十九分開議
○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
中小企業関係六法案についての質疑を続行いたします。
内閣総理大臣に対する質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。森義親君。

○森義親 時間の関係もございまして、数ある中小企業問題の中で、特に私は雇用問題に限定して二、三、総理にお尋ねをしたいと思ひます。
その第一は、今日の中小企業における深刻な若年労働者の雇用の問題について、その原因がどこにあると総理はお考へか、お尋ねしたいと思ふわけですが、昨年の三月新卒を卒業いたしました卒業生の規模別の充足率を見てみますと、五百人以上の大企業におきましては五七・七％、ところが百名以下の中小企業におきましては二六・六％、すなわち、十人の求人に対して二・六人しか確保できない、こういう状態にあるわけですが、しかも、大企業が雇ひます若年労働者といふのはより抜きの労働者です。それのよりかすが、極端なことで言へばかたわでない程度の者が中小企業に就職していく、いわゆる量的な不足だけじゃなくして、非常な質的な低下を来たしてゐるわけですが、この原因について、総理はどういうところにその原因があるとお考へかということをお尋ねしたいわけですが、先に私の考へ方を申し上げますと、これは総理から反駁されるかも知れませんが、その最大の理由は、あなたが無計画な高度経済成長政策によつて大企業が飛躍的に発展拡大をし、そのよつて新規労働力を、若干の労働条件の

有利性と福利施設や厚生施設の有利性を利用して吸収した。そのために、そのしわ寄せを受けて、中小企業にはほとんど人が集まらないで困つてゐる、こういうことではなからうかと私は思ふわけですが、

質問の第二は、このような若年労働力の急迫が中小企業の発展にとつてどのような影響を与えてゐるとお考へなのか。今日、中小企業では、このような若年労働力の人手不足を克服するために、まず第一に福利厚生施設を充実するといふことに乏しい資金をさいておられます。さらに第二には、求人開拓を民度の低い遠隔地に求めている。このためにばく大な経費を使つてゐる。私の地方では、一人の新卒卒業生を獲得するための経費が五万円かかりました。そして連れて帰つて、それを収容するいわゆる寮設備なり、そういうものを建てなければならぬ。これで、なおかつ先ほどのように十人を要請して二・六人しか確保できない、こういう状態ですので、やむを得ず中高年労働者に新しい求人を開拓していき、こういう形になつてゐるわけですが、実はけさほどの質問の中で有馬職業安定局長は、若年労働者の絶対量が足らないので、職業安定局としては中高年労働者の就職に力を入れている、こういうふうな御回答があつたわけですが、今日、中高年労働者の就職状況を見てみますと、大企業に対する就職率は、これは一昨年の一月から十二月までの状態ですが、五百人以上の大企業に対しては中高年の労働者は一年間で一一・三％就職している。それに対して百人未満の中小企業では二五％、このように中高年労働者の中小企業に對

の育成を考へるという積極的な立場からいけば、やはりせつかく下請代金遅延防止法といふものができておるわけですが、この法律にさらに積極的な意味を持たしていくという立場からいけば、この問題は類似行為の五項より、大企業と中小企業との発注条件で、ここにはやはり一つの大きな問題点があるわけですから、この隘路を克服していくという条件をつくらないで、それがやはり一般的にいまでさる法と言つてきた。しかし、それ以上大きなことがあるわけですから、この点をやはり私はいまの御答弁のように、研究しておらないといふことだけで逃げられるのではなくて、やはりそういう真に中小企業の声として出ておるものをこゝういふ法律の中に入れていくとか、あるいは行政指導の中でそういうものができるとは克服していくとか、あるいはこの中に入れたことがむづかしいのであれば別途の法案をつくるか、そういう積極性がほしいと思ふわけでありまして、その点に対する御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

午後零時五十九分開議
○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
中小企業関係六法案についての質疑を続行いたします。
内閣総理大臣に対する質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。森義親君。

○森義親 時間の関係もございまして、数ある中小企業問題の中で、特に私は雇用問題に限定して二、三、総理にお尋ねをしたいと思ひます。
その第一は、今日の中小企業における深刻な若年労働者の雇用の問題について、その原因がどこにあると総理はお考へか、お尋ねしたいと思ふわけですが、昨年の三月新卒を卒業いたしました卒業生の規模別の充足率を見てみますと、五百人以上の大企業におきましては五七・七％、ところが百名以下の中小企業におきましては二六・六％、すなわち、十人の求人に対して二・六人しか確保できない、こういう状態にあるわけですが、しかも、大企業が雇ひます若年労働者といふのはより抜きの労働者です。それのよりかすが、極端なことで言へばかたわでない程度の者が中小企業に就職していく、いわゆる量的な不足だけじゃなくして、非常な質的な低下を来たしてゐるわけですが、この原因について、総理はどういうところにその原因があるとお考へかということをお尋ねしたいわけですが、先に私の考へ方を申し上げますと、これは総理から反駁されるかも知れませんが、その最大の理由は、あなたが無計画な高度経済成長政策によつて大企業が飛躍的に発展拡大をし、そのよつて新規労働力を、若干の労働条件の

有利性と福利施設や厚生施設の有利性を利用して吸収した。そのために、そのしわ寄せを受けて、中小企業にはほとんど人が集まらないで困つてゐる、こういうことではなからうかと私は思ふわけですが、

質問の第二は、このような若年労働力の急迫が中小企業の発展にとつてどのような影響を与えてゐるとお考へなのか。今日、中小企業では、このような若年労働力の人手不足を克服するために、まず第一に福利厚生施設を充実するといふことに乏しい資金をさいておられます。さらに第二には、求人開拓を民度の低い遠隔地に求めている。このためにばく大な経費を使つてゐる。私の地方では、一人の新卒卒業生を獲得するための経費が五万円かかりました。そして連れて帰つて、それを収容するいわゆる寮設備なり、そういうものを建てなければならぬ。これで、なおかつ先ほどのように十人を要請して二・六人しか確保できない、こういう状態ですので、やむを得ず中高年労働者に新しい求人を開拓していき、こういう形になつてゐるわけですが、実はけさほどの質問の中で有馬職業安定局長は、若年労働者の絶対量が足らないので、職業安定局としては中高年労働者の就職に力を入れている、こういうふうな御回答があつたわけですが、今日、中高年労働者の就職状況を見てみますと、大企業に対する就職率は、これは一昨年の一月から十二月までの状態ですが、五百人以上の大企業に対しては中高年の労働者は一年間で一一・三％就職している。それに対して百人未満の中小企業では二五％、このように中高年労働者の中小企業に對

の育成を考へるという積極的な立場からいけば、やはりせつかく下請代金遅延防止法といふものができておるわけですが、この法律にさらに積極的な意味を持たしていくという立場からいけば、この問題は類似行為の五項より、大企業と中小企業との発注条件で、ここにはやはり一つの大きな問題点があるわけですから、この隘路を克服していくという条件をつくらないで、それがやはり一般的にいまでさる法と言つてきた。しかし、それ以上大きなことがあるわけですから、この点をやはり私はいまの御答弁のように、研究しておらないといふことだけで逃げられるのではなくて、やはりそういう真に中小企業の声として出ておるものをこゝういふ法律の中に入れていくとか、あるいは行政指導の中でそういうものができるとは克服していくとか、あるいはこの中に入れたことがむづかしいのであれば別途の法案をつくるか、そういう積極性がほしいと思ふわけでありまして、その点に対する御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

午後零時五十九分開議
○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
中小企業関係六法案についての質疑を続行いたします。
内閣総理大臣に対する質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。森義親君。

○森義親 時間の関係もございまして、数ある中小企業問題の中で、特に私は雇用問題に限定して二、三、総理にお尋ねをしたいと思ひます。
その第一は、今日の中小企業における深刻な若年労働者の雇用の問題について、その原因がどこにあると総理はお考へか、お尋ねしたいと思ふわけですが、昨年の三月新卒を卒業いたしました卒業生の規模別の充足率を見てみますと、五百人以上の大企業におきましては五七・七％、ところが百名以下の中小企業におきましては二六・六％、すなわち、十人の求人に対して二・六人しか確保できない、こういう状態にあるわけですが、しかも、大企業が雇ひます若年労働者といふのはより抜きの労働者です。それのよりかすが、極端なことで言へばかたわでない程度の者が中小企業に就職していく、いわゆる量的な不足だけじゃなくして、非常な質的な低下を来たしてゐるわけですが、この原因について、総理はどういうところにその原因があるとお考へかということをお尋ねしたいわけですが、先に私の考へ方を申し上げますと、これは総理から反駁されるかも知れませんが、その最大の理由は、あなたが無計画な高度経済成長政策によつて大企業が飛躍的に発展拡大をし、そのよつて新規労働力を、若干の労働条件の

有利性と福利施設や厚生施設の有利性を利用して吸収した。そのために、そのしわ寄せを受けて、中小企業にはほとんど人が集まらないで困つてゐる、こういうことではなからうかと私は思ふわけですが、

質問の第二は、このような若年労働力の急迫が中小企業の発展にとつてどのような影響を与えてゐるとお考へなのか。今日、中小企業では、このような若年労働力の人手不足を克服するために、まず第一に福利厚生施設を充実するといふことに乏しい資金をさいておられます。さらに第二には、求人開拓を民度の低い遠隔地に求めている。このためにばく大な経費を使つてゐる。私の地方では、一人の新卒卒業生を獲得するための経費が五万円かかりました。そして連れて帰つて、それを収容するいわゆる寮設備なり、そういうものを建てなければならぬ。これで、なおかつ先ほどのように十人を要請して二・六人しか確保できない、こういう状態ですので、やむを得ず中高年労働者に新しい求人を開拓していき、こういう形になつてゐるわけですが、実はけさほどの質問の中で有馬職業安定局長は、若年労働者の絶対量が足らないので、職業安定局としては中高年労働者の就職に力を入れている、こういうふうな御回答があつたわけですが、今日、中高年労働者の就職状況を見てみますと、大企業に対する就職率は、これは一昨年の一月から十二月までの状態ですが、五百人以上の大企業に対しては中高年の労働者は一年間で一一・三％就職している。それに対して百人未満の中小企業では二五％、このように中高年労働者の中小企業に對

の育成を考へるという積極的な立場からいけば、やはりせつかく下請代金遅延防止法といふものができておるわけですが、この法律にさらに積極的な意味を持たしていくという立場からいけば、この問題は類似行為の五項より、大企業と中小企業との発注条件で、ここにはやはり一つの大きな問題点があるわけですから、この隘路を克服していくという条件をつくらないで、それがやはり一般的にいまでさる法と言つてきた。しかし、それ以上大きなことがあるわけですから、この点をやはり私はいまの御答弁のように、研究しておらないといふことだけで逃げられるのではなくて、やはりそういう真に中小企業の声として出ておるものをこゝういふ法律の中に入れていくとか、あるいは行政指導の中でそういうものができるとは克服していくとか、あるいはこの中に入れたことがむづかしいのであれば別途の法案をつくるか、そういう積極性がほしいと思ふわけでありまして、その点に対する御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

午後零時五十九分開議
○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
中小企業関係六法案についての質疑を続行いたします。
内閣総理大臣に対する質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。森義親君。

○森義親 時間の関係もございまして、数ある中小企業問題の中で、特に私は雇用問題に限定して二、三、総理にお尋ねをしたいと思ひます。
その第一は、今日の中小企業における深刻な若年労働者の雇用の問題について、その原因がどこにあると総理はお考へか、お尋ねしたいと思ふわけですが、昨年の三月新卒を卒業いたしました卒業生の規模別の充足率を見てみますと、五百人以上の大企業におきましては五七・七％、ところが百名以下の中小企業におきましては二六・六％、すなわち、十人の求人に対して二・六人しか確保できない、こういう状態にあるわけですが、しかも、大企業が雇ひます若年労働者といふのはより抜きの労働者です。それのよりかすが、極端なことで言へばかたわでない程度の者が中小企業に就職していく、いわゆる量的な不足だけじゃなくして、非常な質的な低下を来たしてゐるわけですが、この原因について、総理はどういうところにその原因があるとお考へかということをお尋ねしたいわけですが、先に私の考へ方を申し上げますと、これは総理から反駁されるかも知れませんが、その最大の理由は、あなたが無計画な高度経済成長政策によつて大企業が飛躍的に発展拡大をし、そのよつて新規労働力を、若干の労働条件の

する就職率は非常に高いわけです。総理も御承知のように、石炭職業者の就職率を見てみても、いわゆる百名以下の中小企業に非常に多く就職しているわけですが、このような中高年労働者の賃金を調べてみますと、大中小企業においても大企業においては中高年労働者の初任給というのはほぼ同額でございます。この統計が出ておりますが、男子で大体三五歳で二万二、三千円である。そうなりますと、若年労働者を雇えないために、中高年労働者を高い賃金を払って中小企業は雇わなければならぬ、こういう状態になるわけです。こういうことでは、若年労働者の非常に悪い者をもらい、高い賃金を払って中高年労働者を収容しなくてはならない、こういう状態の中ではたして中小企業というのは成り立つていくのかどうか、こういうことを非常に心配するわけです。

さらに、若年労働者の中で非常に能力のある子供は、まず一、二年おればそこですぐもう技術を覚えて、大企業のほうに身売りをしていく。いわゆる中小企業における労働力の定着性というものはきわめて低いわけでございます。特に技術を必要とする中小企業におきましては、あたかも大企業の技術工の養成所のような観を呈しておるとさえいわれておるわけです。こうなりますと、文字どおり中小企業の近代化だとか、あるいは中小企業の振興だとか、こういうふうにお約束をされました、事実問題としてはたいへん困難な状態にある、こういうふうに思うわけです。

そこで、質問の第三は、このような中小企業の雇用難をどういうふうにする

れば打開できると総理はお考えなのか、打開の方法についての明快なお考えをお聞かせ願いたいと思っております。午前中の職業安定局長の御答弁では、中小企業では圧倒的に福利厚生施設が劣っている。したがって、福利厚生施設に特別な政府資金を出すという形で、大企業とのそういう面における格差を縮める努力をしている、こういう御答弁がございました。そのことも一つの方法だと思っております。しかし、福利厚生施設といえども、今日企業自体が負担をすることに困っているような零細企業には、これは全く手の施しようがないわけでございます。そういう点について、総理がさらにひとつはつきりとした、この求人難を打開する方途をお考えならばお聞かせ願いたい、このように思うわけですが、

とうに働く場所を見つけるためには、あの明治時代からの人口過剰を解決するためには、そうして働く人に働く職場を与えることは所得倍増以外にない、こう私は考えて倍増政策をやりました。次男坊、三男坊の行く道をあれしました。ことに、戦後の昭和二十一年、二十二年、二十三年のときには、日ごろよりもほとんど倍増の子供さんができました。そうして、それがいわゆる新規の労働人口に入ってくるのが昭和三十六、七、八年でございます。したがって、所得倍増は七、八度のあれで十年間に倍増するのだが、この新規に出てこられる過剰の百七、八十万の新規労働者をどうするかというところが私の頭にありますので、七、二〇でいいのだが、九〇ぐらいでいい、次男坊、三男坊のみならず、急激にふえた労働人口のはけ場を見つければいい、この倍増計画の当初の三年間九〇のあれであるのであります。私は九〇程度ならばこれでいいと思つたのですが、自由経済のもと、思うとおりにはまいりません。非常な発展、片一方で私の予想以上の、名目では倍に相当する発展をいたしました。そうしてまたもう一つの違ひは、所得倍増と同時に、教育に対する考え方が非常に進んでまいりました。いまではほとんど先進国の倍近くの割合で高等学校へ行かれる。ある学校につきましては、中学を出たならば一〇〇〇高等学校に行くん、だ、こういうことになってまいります。私の見込みがだいぶ変わってまいりましたのであります。それがいまの若年労働者の引っぱりだこというところが急激にふえてきた。だから最低賃金、

〇池田国務大臣 この問題は重要な問題でございます。あなたが三、四にわたって御質問になった問題が対策の中心でございます。御質問のうちに、私は、大体もうあなた自身も対策が見つかったているのじゃないかという気がするのでございます。私は根本的問題について申し上げますと、とにかく経済の成長進歩の過程におきましては、こういうことが起こるのでございます。起るのには当然なことでございます。四、五年前には農村の次男坊、三男坊あるいは中小企業の次男坊、三男坊をどうするかというところが一番問題でございました。そこで私は、所得倍増計画というものを立てて、雇用増大の機会をつくろうとしたのであります。これがいわゆる人の値打ちを上げ、ほん

四、五年前に皆さん方が言っておられました十八才八千円というのが、もういまでは十四、五才で一万円になってしまった。これは経済過程におけるうれしいことであると同時に、心配な苦しいことであるのであります。これは日本ばかりではございません。最近とみに経済の発展したあのイタリア、四、五十万人の労働者がドイツあるいはベルギーのほうに行っていたものが急に帰ってきた。イタリアの労働力不足のために、四、五十万人の人が帰ったのみならず、イタリアでも労働力不足、後進国のポルトガル、スペインがイタリア人にかわって西ドイツその他へ行こうといっておる状態です。だからこれは経済の発展に伴ういいことでもあるし、非常に苦しいことでもある。これを乗り越えなければならぬのがいまの状態でございます。だからといって、次男坊、三男坊の就職に困るような事態に、あと向きではいけません、これをどうやって解消するかというところは、これは二の問題、三の問題と一緒に私はお答えいたしますが、やはり人の、労働力の効果をあげる、生産性の向上でございます。それがいわゆる設備の近代化でございます。そしてまたもう一つは、その少ない人ができるだけ能力をあげる、近代化と同時に、少ない人をまんべんなく流動性を持たせて、そうして効率をあげることでございます。全国的に流動化をいたしまして、これをあげることであります。それは若い人もいまの中高年齢層もそういう単位に置いていくべきである。そこでいま問題は、若年労働者は一万円でもいい、しかし三十二才のものは二万二千元という、ここにいわゆ

る日本の労働賃金問題の根本に触れる問題がある。年功序列制の賃金組織というものをどう改正すべきかという問題、これは初任給が非常に上がったといいましたし、あるいはまた最低賃金制度が今後相当幅広く実施できるようになってきますと、いわゆる年功序列制がだんだん変わってくるようになるという、あらゆる策を講じなければなりません。そしてまた、いまの最後にお話しになりました中小企業と大企業との格差は、三十人以下の中小企業に働いておる人は、昭和三十三年、四十年は五百人以上に對して四七％であつたのが、いまでは六十％まで上がつてきております。新規労働者だったら、大企業も中小企業も同じ賃金であるいは越えておる場合もある、こういう状態です。しかし賃金を越えさせなければならぬのはどういふことに原因があるかという、いままでの中小企業の方々が労務管理において足らぬところがあり、また昇給その他についておかれておるところがあり、技術の勉強にその職場が十分適応してない、また福利厚生施設等々、万般の点に大企業との差がついておる。これではやはりいい人が大企業に行つて、悪い人が下のほう、こうなりますので、こういう大企業と中小企業との格差をできるだけ少なくしていくというところが、いまの所得倍増計画をやりつつでき上がることでございます。私は、大企業私のお持ちと私の努力目標とあなたの問題点とが似ておりますから、お互いにここでひとつ議論をしながら、前向きで中小企業の労働者対策を今後も考えていきたいと思つております。

〇森(義)委員 時間がありませんの

で、いまの答弁について一つだけお伺いしておきたいのですが、最近の新規労働力の逼迫の原因については、総理と私と見解は同じです。ところがその表現の方法が違っております。私は無計画な高度経済成長政策という。総理は、予想以上の発展を遂げたからだ。これはやはり計画性のあやまちからくるという急速な雇用の逼迫だと思ふのです。だからそういう点から考えるならば、原因が明らかなんです。総理と私と同じなんだから、やはり高度経済成長政策というものの手直しをやらなければ根本的な解決にならない、私はそう思ふわけです。その他の問題については時間がありませんのであれしますが、この点についてもう一回ひとつ総理のお考えをお聞きしたいと思ふます。

○池田国務大臣 所得増進計画は計画でございますが、たびたび説明しております。さういふ点が望ましいというところなんです。私は計画経済をやっておるのじゃございませんですよ。さういふ点が望ましいというので、一応望ましい姿を想定してやっておるわけでございます。だから、さういふふうになければいかぬのだというのじゃない。したがって、望ましい姿よりも行き過ぎましたから、いまそれを引き過ぎないような状態にしておるの、いまの状態でございます。計画が間違いだとかなんとかいう問題とは違ひます。根本的な頭の置きどころが違ひます。望ましい姿はさうあるべきだと言っておるわけです。私は変える必要はないと思ふます。

○森(義)委員 時間がございませんで、これで終わります。

○二階堂委員長 島口重次郎君。

○島口委員 質問と答弁で十分程度に制約をされておるさうでございます。金銭問題だけにしほりまして総理の所信をお尋ねしたいと思ふます。

政府の三金融機関と称する中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金の融資ワキは、三十八年度におきまして一千二百八十三億に對しまして、三十九年度におきましては二五〇の三百三十四億を増ワクしておるにすぎないのであります。さういふ状況では、せっかくの手形割引保証制度ができてしまつても、意味がないと思ふます。一般会計におきましては、中小企業者を対象とした近代化補助金は、三十八年度の予算におきましては四十一億、三十九年度におきましては四十五億円であります。約一〇％よりも増額をしております。中小企業の実情は総理も十分御承知のとおりと思ふます。が、昨年の十一月には戦後最高の倒産者記録を出してございまして、さらに十二月、一月、二月におきましても、少しもその衰えを見せられておるのではありません。しかもこの統計は資本金一千万以上のものの統計でありまして、小規模業者の倒産者ははかり知れないものがあると思ふのであります。一方大企業におきましては、三十六年度におきましては四兆二千億、三十八年度におきましては四兆二千億という膨大な額を投資をしております。実情とまことに対照的なものがあると思ふのであります。このまゝの状況で推し進めるならば、中小企業がいつの日か近代化が完成されるかどうかを、第一番にお尋ねをしたいのであります。

私は以上の観点からお尋ねをしたいのであります。

のであります。が、昨年の末からの金融引き締め対策によりまして、市中銀行では政府の金融機関に融資のあつてを要請しておるような実情でありまして、この現状を打破いたしたためには、年末融資のような臨時的なもの以外は、年末融資のようにならざるを得ない。除外いたしまして、少なくとも中小企業金融公庫なり国民金融公庫なり商工中金等には、一挙に倍額の財政投資をする必要があると思ふます。が、総理の見解をお尋ねしたいのであります。本年度三十九年度の予算のように、わずかに二五〇増の財政投資でありまして、保証割合引制度ができてしまつても、保証協会から保証を受けまして、資金量が不足でありまして、その恩恵に浴することができない。勢ひ町のやみ金融なり、高利に依存せざるを得ない。これが倒産破産につながるのではないと思ふやられるのであります。

第二点におきましては、設備の近代化資金のねらいは、政府の金融機関のベースに乗れないものを救済すること。がねらいだと考えておられますが、三十八年度におきましては、先ほど申し上げましたように四十一億、三十九年度におきましてはわずかに四億増でありまして、私の出身地である青森県の例から申し上げますれば、半分以上にどまりまして、半分以上はこの恩恵に浴することができないのであります。さういふ面から、希望者があるとするならば、十分消化のできるようにワキを増ワクをする必要があると思ふます。が、この点はどうかお尋ねでございますか。

さらにこの制度が、国から県に補助金を出します。県は国民に融資をいたしますという制度であります。が、都道府県

府県の財政力が弱ければワキの拡大ができない。そこで現行制度である、政府が二分の一、県が二分の一というのを、国を七にして県は三の比率に改める必要があると思ふますが、この点どういふお考えであるかを尋ねたいと思ふます。

○二階堂委員長 島口君に申し上げますが、時間の都合もありますので、ひとつなるべく簡潔にお願いいたします。

○島口委員 第三点は、政府の金融機関の返済期間の延長であります。たゞいまは五年でありますけれども、五年といたしますと、一年に二割の返済であります。利息、経費等を計算いたしますと、三割以上の利益がなければ返済できない。これでは本質的な救済にならぬと思ふます。そこで外国の例におきましては十五年間の返済期間もあり得ると思ふます。日本は経済的なことを考えまして、十年程度に延長する意思がないかどうかお尋ねしたいと思ふます。

第四点は、町の高金利に対する問題であります。が、いわゆる金利取締法等の規則によりまして、日歩三十銭まで認められておまして、これでは月九分であります。一年たちますと元金の倍額になります。中小企業がどんな努力をいたしても金利に追いついていけない、さういふ状況では、中小企業や零細企業は金利が高いために倒産破産するような状況であります。日歩三十銭のような悪法は廃止をいたしまして、利息制限法に定められておりますように十から百万までは一割八分、百万以上のものは一割五分程度に引き下げることを妥当だと考えます。

が、さういふ日歩三十銭というような法令を廃止する意思があるかどうかをお尋ねしたいと思ふます。

○池田国務大臣 七分で御質問でございますから、三分で御答をいたします。

まず第一の中小企業に對します金融的措置でございますが、これは画期的と申しますほどでございまして、また予算上におきましても四割というところは、いまだかつてない増加でございます。私は相当通産当局の努力と大蔵省のこれに対する態度を感謝しておる次第でございます。この金融の問題はいつの時代に完成するかというところは、やはり制度をつくり、政治家やあるいはまた金融機関、そしてそれにもまして中小企業の方々の心がまえだと思ふます。だから私は、いまから十年前のことを申しますと、中小企業金融関係の相互銀行あるいは信用金庫等の預金は、十年間に、倍じやございませぬ、十倍にふえております。これは相互銀行という制度を設けたためにふえておるのであります。そこでいまお話し、中小企業金融公庫とか商工中金の問題も、私はもつと頭を働かすべきたと思ふます。多年問題もあつて、相当反対があつたやうであります。が、中小企業金融公庫の債券発行百億円でございますが、何ほども発行させたらいいじやございませぬか。何ほども発行さすべきた。しかも政府保証でなく、中小企業金融公庫それ自体の國のあれでございますから、ほとんど発行してしまふべきだ。商工中金なども、中小企業金融公庫と反対の立場に立たず、昔のように、商工中金債、割商というものを、興銀や長銀と同じよう

に六分二厘三毛の割引債券にする。昔は割商というものは興銀やあるいは長銀よりも高かった。高くてもいいじゃありませんか。七分三厘とか七分四厘の社債を発行させる、あるいは六分二厘三毛というのを六分三厘とか六分五厘にしても、商工中金の貸し付けが今度九分でございます。そうすれば二分の差があるわけです。どうにでも採算がつくわけです。だから商工中金、中小企業はもつと前向きに、職場争いをせずにどんどんやるべきじゃないか、私はそう考えております。しかし、私はやれと言ったのだけれども、なかなか問題があつて百億に切られたわけですが、こういう頭じゃなく、中小企業金融の資金ワクをもつと広げたらどうです。長期信用銀行は十年間に五千五百億の債券を発行できたじゃありませんか。こういうことを考えると、もつと前向きに、通産省も大蔵省も考えて、あなたの方にも考えてもらいたい。やらないのは、政治が少し悪いという気が私はしてあるのであります。どんどんやるべきだ、そうすれば、あなたのあつしやる高金利も解決いたします。金融制度をもつと前向きに、既存の金融機関をもつと活用すべし、これが必要であると思ひます。私は今年あそこでいわれる事があつた、今度は末広にやつていきたいということを考えております。

なお設備の近代化資金の問題は、私は無利子の考え方はよくないと三、四年前から言つておりました。これはあのときに設備近代化資金を無利子でやつておつたが、無利子はやめて、やはり二分とか三分とか、安い金利にし

て、そしてもつと広げることがいいと思ひます。それから地方と国との割り前は、いろいろ問題がございまして、利子をとることにして、ワクを拡大すれば、府県と国が半々でもけっこうじゃないかと思ひます。

なお返済期間の問題、これは五年を十年というよりは、ちよつと——中小企業の資金の性質にもよりますが、五年であつても——国民金融公庫は別であります。生業資金でありますから、商工中金あるいは中小企業金融公庫は相当、借りがあつてありますし、長くできると思ひます。それから国民金融公庫はその性質上、私は五年くらいでいいのではないかと思ひます。しかし、これは実情によりまして将来考えてもいいと思ひます。

○二階堂委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 昨年の総選挙で、理は、非常に成長性のおそい中小企業あるいは農業、これに対しては革命的な政策を行なうんだ、こういうことで、これらの関係の業者に非常な期待を与えた。ところが、三十九年度の予算の中において明らかにされておる予算の伸び率にいたしまして、あるいはまたいま当委員会に提案されておる中小企業関係の法律案を見まして、革命的だということとは感ぜられない。総選挙の際に、総理の念頭にあつたものは、いま提案されておるような形のものでなくて、何かもつと画期的な、いわゆる総理のことばで言えば革命であります。そういうものがあつたのではないか。だとするならば、この際その点を明らかにしていただきたい。そういうことにおいて中小企業の期待あ

るいは農業の人たちの期待にこたえてもらいたい。こういうことをひとつ總理にお尋ねしてみたいと思ふのであります。總理の答弁いかんによつては、相当この問題に対して議論をしなければならぬと思ひますが、時間がございせんから、次には企業間信用の問題についてお尋ねをしてみたいと思ふ。總理も御承知のとおり、企業間信用が膨張の一途をたどつておる、こういう状態でありまして、この企業間の信用は、元来金融がゆるむと取りくずしになる、金融引き締めになると膨張するということが常識であります。引き締めても膨張するといふ、全くゴムが伸び切つてしまつて縮まないといふような状態にあるようでありまして、この企業間信用がこのように膨張するといふことは、経済全般に対しては、言うまでもなく、財政金融の面におきましても問題点でありまして、このことは中小企業等に与える影響が非常に大きいわけでありまして、この企業間信用の取りくずしに対して、總理はどのような考え方を持っておられるのか。まずこの二点に対してお答えを願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 中小企業に對しまして革新的施策を講ずるということを中心しております。私もこの結果を見まして、革新的施策に入る、入つた、これが、私がいま考えておりましたのは、一年で十分達成したとは思ひませんが、予算上の伸び率からいつてもいままでの金融の面につきましては、財政投融資でも、相当ほかのよりも伸び率がよろしゅうございまして、また、先ほど申

し上げました中小企業関係の金融機関の業務の拡大ということをお私にもつはかりたかつたのですが、いま言つたような状態でございます。しかし、中小企業に債券発行の道を開いたということは画期的でございます。これをどうとんと伸ばしていく。そして商工中金の金利を下げたといふのも、これは画期的とは言へませんが、めつたにないことなんです。三年に一ぺん、四年に一ぺん。三年目は一ぺんくらいでございまして、しかも、これは私が先ほど申し上げましたように、もう一段大蔵省、通産省が踏み切つてくれて、九分三厘のものを九分に下げるといふことならば、九分で十分間に合える。商工組合金融を強化するために割商の発行をもつとたくさんできるようなふうにするべきだ。昔はしておつた。三年くらい前に割引債券の税の問題からごたごたごたしまして、昔からの伝統的に商工中金に認めておつた分をやめて、興銀や長銀のような大銀行と同じような状況にしたら死ね行きがなかなかむずかしくなつた。こういうことはもつと大蔵省、通産省は考えるべきだとおはる。昔の歴史を見て、これはとんとんこれからやつてもらいたいと思ふ。私はそれを期待してつた。中小企業にしまして、政府の保証の必要はない。中小企業金融公庫で出せば、しかもあそここの陣容で押していくならば、三百億や五百億の分は集め得るといふ確信がある。それをやっぱ押えられた。これは両方の機関が競争だとはのかに聞いておられますが、これがいかぬことなんです。しかしこれは今後やめさせて金融の範囲を拡大していき、その緒についたのが中小企業

金融公庫の法の改正であります。それからまた企業間の信用ということにつきましても、保証協会の拡充も、これをやる上において非常に役立つたと思ひます。そしてまた税の問題につきましても、やっぱ税を軽くしていく。そして将来の発展の基礎をつくる。昭和三十一年度、昭和三十一年度は減税いたしました。三十七年度も三十八年度も中小企業に対する減税は百五十億ないし百六十億でございます。しかし、今回は、当初大蔵省では五百億をこえる年度の減税は、いまだかつてない、前年、前々年の四倍もこえる減税でございます。これはやはり革新的と言へると私は思つておるのであります。これは革新といつても、そのときだけ一ぺんではございせん。長い目で見て、そしていま革新的対策の緒についたと私は言えるのであります。

次に企業間の信用の膨張のお話、企業間信用は、これはまだ定義がよくわかりませんが、たぶんみんな融通手形でとんとんやつておることだと思ひます。これは金融の正常化でだんだん解消していつておると思ひます。去年の春から夏にかけて、この問題につきまして大蔵大臣に指示したことがございまして、おとしの暮れから、去年の春、秋、だんだんこれは解消していくことと思ひますが、あくまでこれはやはり金融の正常化がそのもとをなすものでございまして、正常化に向かつて努力を重ねておるのであります。

○中村(重)委員 總理の認識は私は

誤っておると思います。企業間の信用の問題においても、さらにまた総理は、商工債をもっとじゃんじゃん発行しろ、公庫債もいじやないか、これが革新的だとあなたは言われまされども、これは私は非常に無責任な考え方ではないかと思う。公庫債を百億発行した、このことは総理はどのようにお考えになっておられるのか。また、この法律案の審議にはまだ入っておりませんから、審議の中においてつまびらかにしていきたいと思ひますけれども、これはシンジケート団をつくつて、日本興銀が幹事役になってこれを消化する、こういうことでありますけれども、都市銀行のオーバーローン、またいま政府のやろうとしておる都市銀行と地方銀行または相互銀行間の協調融資というようにことが考えられる。このことは結局、地方銀行の資金というものの、あるいは相互銀行の資金というものを都市銀行に吸い上げていく。このことは、大企業に対する資金の緩和に役立つとも、中小企業の金融には、私はむしろ非常に圧迫する状態が生じてくるというのを憂へるわけですね。さらにまた、いまの公庫債の問題におきましては、いまの公庫債の問題におきましては、これは系列融資という形になってまいります。それは系列融資という形になってまいりますから、このことはよほど運用をうまくやらなければ、大企業の資金の緩和に役立つという形であつて、中小企業金融は現実にはこの公庫債によるところの金融問題を、もつては私は解決しない、そのようにすら考えておるのであります。

行というものは、なるほど総理答弁のように、それは融通手形というものもありましようが、そういうものがある企業間信用が膨張していくという形にはなつておりません。大企業が安い金利に依存する、中小企業は非常に高くつく企業間信用に依存しておるという事実、しかもまた、企業間信用といふものは、企業の規模が小さくなるほど、その企業間信用に依存する率が高くなつておるというのを考えてみますと、この企業間信用の取りくずしといふものに対しては積極的に取り組んでもらうのでなければ問題は解決しないと思ふ。

もつといふいろいろと指摘したのでありますけれども、時間がありませんから、この程度をもつて、総理の再度の御答弁をお願いいたします。

○池田田務大臣 簡単に申し上げます。私の言うことを聞き誤りと思ひます。興銀や長銀は債券を発行して協調融資をやりますが、中小企業金融公庫は債券を発行しても協調融資をしないのです。あなたの言われるように、興銀、長銀がどんだん相互銀行あるいは都市銀行、地方銀行から金を集めて協調融資をする、それならば、その向こうを張つて商工中金や中小企業金融公庫に債券をどんだん発行して、発行し得るようになつて、協調融資に向かうと、中小企業に向かわすべきたといふのが私の議論です。私の答弁をもう一ぺんお読みになつたら、あなたを再質問といふものは見当違いだといふことがおわかりになると思ひます。

○中村(重)委員 企業間信用の問題。○池田田務大臣 前言ったとおりです。

○二階堂委員長 時間がまいりましたから、ひとつ次にお願ひいたします。久保田君。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから、端的に二点ばかりお伺ひいたします。

総理は、大体三月危機といふものはない、来ない、こうお考えのようでありますが、最近、中小企業に対して政府のとりまておられます態度は、三月危機を目ざした対策が大部分であります。特に最近打ち出してあります対策は、ほとんどそれが大部分であります。

そこで、第一点は、この三月がいよいよ危機であるかどうかといふふうな議論はどうでもよろしゅうございませう。しかし私どもはおそらく今回は、三月は一つの決算期ですから山にはなるが、いまの経済情勢の中では、中小企業の三月に匹敵するやうな非常に困難な状態は相当長期に続く、これは必然だと思ふのであります。そこで総理は、中小企業の困難がいまのあなたの政策ないしは経済情勢のもとで相当長期に続くかどうか、この点についてどういふふうな御認識を持っておられるかというところが第一点。

それから第二点は、これに対処する対策は幾つかありますけれども、何よりも大事なことは何といつても金のこととあります。この金がいまのやうな金融制度のもとでは、とうてい長期に続きまする中小企業の困難といふことを切り抜けることは困難だと思ふのであります。したがつて、こゝでよほどしつかりした、大がかりなといふことがあつちりした、いわゆる相当長期といひますが、そういう金融体制といふものををつくらなきやうにいただめだ、こゝろに思ふのですが、この点は具体策をお持ちかどうか。特に私はこの点について、いま中小企業の上層といひますか中堅どころのところまで、御承知のやうに大企業に一步おくれましていわゆる合理化過程に入つておられます。しかもこれが今度の金融引き締めで中途で打ち切れようとする危機にあるわけですね。特に国際収支改善の一番期待ともいへべきこの中小企業の合理化資金について、これははっきりした確保策をとらなければこれはだめであります。同時に長期の融資についてもはっきりした対策をとらぬことには、とうていこれはうまくいかない。片方におきましては御承知のとおり国際収支がだんだん悪くなつた。あなたのお見込みよりはずっと悪くなつた。このままでは六月、七月には相当ドラステックな金融引き締め政策をやらざるを得ない。その場合におきましてはどうかといひますと、大企業はどうかといひますと、これも御承知のとおり借金でやってきていますから、収益の分岐点が非常に高くなつておりますから、なかなか減産はできません。金が締まつて減産ができません。しかも国のほうで長期の引き締めをやるといへば、そのしりはどこへ寄るかといへば中小企業に寄るのはきまつています。これは下請だけではあつて、系列関係でもそうです。したがつてこゝろに下請や系列関係の中で少なくとも国民生活にとって、あるいはこれからの国際経済に対処していく上において必要な、しかも合理化を始めたやうなこの中小企業に對しましては、私は長期資金といふものをもつ

とはつきり確保してやる具体的な対策、同時に長期運転資金を相当程度確保してやるということがぜひ必要だと思ふのです。この具体策として私どもは、さつきも話が出ましたけれども、いまの程度の政府三銀行の資金ワクの増大では話になりません。それはいままでの中小企業の設備投資のワクの中でどれだけ占めておるかといつたら、政府三銀行で二〇〇程度がせいぜいでしよう。これでは全然足りません。しかもそのあとの長期資金は何かといつたら、みんな短期資金を借りて借りかえをやっている。金利がうんと高くなつていく。こゝろに体制ではだめであります。少なくともこの点については政府はもつと責任を持つてやるべきだと思ひますが、こゝろに点から見ると、この二点についてどうお考えになるかお伺ひをいたしたい。

○池田田務大臣 戦後において三月危機といふのは、昭和二十五年以来今回で四回目と思ふのであります。しかし危機といわれるときに危機はないといふことは実績が示しておる。また危機があつてはならないので、政府としては万全の策を講じておるのであります。したがつて、いまの三月危機は長く続くといふお話を聞いていますが、これは人によりけりで、中小企業全般は私はかなりいいと思ひます。ただ特殊の人が、今年の特異な状況によつて起きてきた。いまの千万円以上の借金のある人の破産の状況を見ましても、これはどつちかといつたら、中小企業といふことよりも相当上のはうなんです。しかも原因は相当恩恵のところがあるものであります。私はこゝろにものを捨てておくわけにはいきません。

ら、いわゆる三月に倒れそうなものに
つきましてはできるだけの努力はいた
しております。全体の問題といたしま
しては、中小企業に常に——中小企業
のいまの状態がいつまでも続くとい
うわけのものではないと断言できません。しかし、
これが早く解消するように政府はやっ
ていきたいと思っております。また中小企業
の金融の問題につきましては、いま公
取あるいは通産省でお考えの下請代金
の支払いについての改善等もありま
す。また先ほど来申しておるように、
中小企業を相手とする金融機関の業務
範囲の拡大ということもあります。ま
た地方銀行、都市銀行につきまして
できるだけ中小企業に力を注ぐよう
に、行政指導の問題もござります。私
はそういうことをやっいていくならば相
当改善していくことと考えておるの
であります。

○久保田(豊)委員 この金融のやや長
期的な設備投資やなんかの問題は、行
政指導やなんかの問題では片のつく問
題では絶対ないと思ふのです。これは
やはり新しい一つの金融体制をつくる
以外にはないと思ふのですが、総理は
あくまで現在公取なりあるいはその他
の通産省なり大蔵省なりがやっている
程度のいわゆる行政指導でこの問題が
片づくとする、これは私はごまかし
だと思ふ。そういう簡単な問題ではな
いと思ふ。なるほど中小企業とい
うものを厳格に言へば、あなたの言っ
ているように、いま倒産し出している
のは中小企業より少し上かもしれない。
しかしいまの中小企業の上層とい
うものはだんだん大きくなってきて
は、これは当然です。そういう点。そ
れから、こういう中小企業のいまで

ている倒産が、これは思惑をやったせ
いだ、あるいは気象の変化でどうかだ、
あるいは放漫経営をやった、こういう
認識は私はひど過ぎると思ふ。こうい
うことでなくて、これはあなたの高度
成長政策の必然的に生じた構造的
な一つのゆがみでありまう。それがい
ま一番金融面にはつきりあらわれてき
ている。これはもう時間がありません
から私は具体的に申しませんけれど
も、総理が、あれは思惑をやったんで
倒れたのだからそんなにたいしたこと
はないんだ、こういう認識では私はけ
しからぬと思ふ。そうじゃないので
す。あなたがいままで三年間続けてき
た高度成長政策が——いい面もありま
す。私は全部悪いとは言わない。言わ
ないが、少なくともこういう面に構
造的に仕寄せざるを得るような、しか
も一番ひどくなる段階にきておる。こ
ういふ点の認識を根本的に改めてら
なければ困ると思ふ。そしてさ
らに、これに対処する金融対策とい
うものは——私はよいことを言っ
ているわけではない。少なくとも国の全
体の経済が大きく伸びて、外へ伸びて
競争のできるような条件をかり取るた
めの最低のものは、私は単なる行政措
置で、あるいは行政指導でできるもの
とは絶対に思いませんが、この点につ
いての総理の御見解をもう一度伺い
たいと思ふ。

○池田内閣大臣 議論になりますか
ら、議論の点はやめますが、先ほど私
の申しましたことで、私は繰り返すこ
とを避けます。あえて変わった答弁は
できません。ただ問題は、全部が見込
み違いだとか、思惑とか何とか言っ
ているわけではありません。そういう人

も中にあることを私は個々に調べて
言っておるのであります。大体きよう
なんかの新聞を見ましても、そういう
気持ちの議論が多いようです。しか
し、ほっとくわけにはいきません。こ
れは大蔵大臣、通産大臣が考えている
ように、できるだけ事前、事後の方策
をとらなければいかぬと思ふ。

○二階堂委員長 板川正吾君。

○板川委員 総理に伺います。総理
は総選挙を前にして新聞記者会見をし
て、中小企業、農業の革命的な近代化
をはかる、こういうことを発言をされ
た。そのときに総理は、どうもわしは
革命ということはあんまり好きじゃ
ないが、何かいいことはありますん
かというのを言いながら、少なく
とも革命的な中小企業の近代化をはか
るといふことを過般の総選挙の前に国
民に公約したのであります。私も
は、それはおくれればせであらうと、中
小企業、農業に対して革命的な施策を
打ち出すというところはたいに歓迎す
るところでありますから、期待してお
ったのです。ところが今回の通常国会に
出された中小企業の六つの法案の中
には、何ら革命的な対策というものが
ないのです。具体的にも一つもないの
です。総理はただいま、中小企業予算
は三五%もふえておるからこれは画期
的だ、こう言われました。その三五%
というものは、中小企業対策の予算が
昨年の八十五億からこれは百十五億
になった、三十億ふえたといふこと
です。これは三兆二千億の予算のワッ
カからいったら全く九牛の一毛程度の
ものであります。そのある部分を比較し
て、それで三五%、四〇%ふえたから画
期的なんだというの、私はごまかし

じゃないかと思ふ。それから財政投融
資にいたしましても、なるほど全体か
ら見れば二〇%のところは二五、六%
にふえたのですから、若干ふえていま
すが、若干ふえたというだけじゃ私は
革命的だとは思えないと思ふ。池田総
理が総理大臣になられた昭和三十
五年、全国官民の金融機関の中小企業
向け貸出しの割合というの四六・
四%、ところが三十七年、昨年度は四
一・五%、逆にそれは減つておつて、
この減つた割合すら今度において改善
をされてない。こういうことを考
えまして、池田総理は総選挙を前にして
革命的な近代化をはかると言つたの
は、結局国民にうそを言ったことにな
るのじゃないかと思ふのですが、総理
の所信はいかがですか。

○池田内閣大臣 先ほどお答えしたよ
うに、予算面におきましても財投面
におきましてもまた税制面におきまし
ても、そしてまた中小企業関係金融機
関の今後のあり方、見直し等につきま
しても、板川さんも長いこと商工委員
をしておられるので、いままでの分と
今度と比べてごらんになれば、非常に
革新的だと私はいえると思ふ。

○板川委員 総理はパーセンテージだ
けを言つておつて、パーセンテージの
もとになる数字が八十五億から百十五
億になった、それで革命的だといふの
は、どうも私は数字の都合のいいこと
ろだけ利用しておるのじゃないかと思
ふので、実体を言つていないと思ふ。
もう一つ、私は総理に言いたいのは
ですが、総理は御承知のように過去に
おいて中小企業問題では苦い歴史を
持つておる。その苦い歴史をそのまま
吉田茂さんのような立場になつたと

に、池田さんの人生としてもあまりい
いものじゃないだらうと思ふ。そこで
考えたのは、せつかく革命的な中小企
業対策を打ち出すというよりなこと
だから、私はせめてこの点だけは池田
さんの総理のときにはつきりとかや
らしたかどうか。そのやられたらどうか
という点を申し上げてみますと、第
一は下請関係の抜本的な対策をやるべ
きじゃないか。いま下請代金支払遅延
防止法というのがありますが、なるほ
どそれは代金支払遅延防止が主と
なつた法律であります。現行の法律で
は六十日以内に現金化して払うといふ
ことは一応たてまてはなつてはいるけ
れども、明白ではない。だから誤解を受
けて適当な措置がされておつたのであ
ります。この六十日現金化といふ
原則を明確にするとか、それから親会
社が下請会社と下請条件をきめる場合
に何等な条件できめてない、親会社が
一方的に押しつける、こういう下請条
件の問題等についても、私はもつと法
律の面から中小企業を擁護するよう
な下請関係法といひましようか、代金
ばかりでなくて、そういう取引関係に
まで及ぶ抜本的な下請法の整備をし
たらどうか。さらに先ほど出ま
した歩積み、両建て問題であります
が、これはもう私が説明するまでもな
く裏金利の問題であります。中小企業
が近代化できないという最大の原因
は、この歩積み、両建てで高い金利の
金を使われられておる、こういうこと
が大企業との格差がますます拡大する
大きな原因であることはもう私が言う
までもないと思ふ。しかしこの歩
積み、両建て問題は、大蔵省が中心に
いま自肅通達をして、銀行協会等が自

肅をすると言っておる。しかし法制がいまのままで、やがて時期が来て内閣がかわり人がかわれば、歩積み、両建て問題は、従来の経験からいいますと、もとへ戻ってしまうのじゃないか。したがってここで歩積み、両建て問題を独禁法の特例指定にして、これの条件のもとでこういうことをやっつけたいという特殊指定にすみやかに踏み切るべきではないか。これはもちろん総理大臣の権限というよりも公取委員長の権限でありましょうが、内閣としてそういう方針を決定されれば、私は公取もその点ではやりい

ういうあれで、とにかくあの日本のやみ経済、インフレを押えるのにはなまじつかのあれじゃいかな。だから私は、いまだにそういうことは言いませんが、あのときにはああいうことでとにかく建て直さなくてはかぬという信念は私はいまでも変わりありません。しかしあの当時から、中小企業金融につきましてもお考え願ひしても、当時は無尽会社であったのを昭和二十五年、六年に相互銀行と衣がえをいたしまして、千二、三百億の全国の預金

をやっつけていくとしております。しかし歩積み、両建てを全部どういう方向でやるか、その間の経過規定を設けないとなかなかこれは生きものでございまして、そういう点は大蔵省、通産省も考えておりますし、また多年金融財政に造詣の深い渡邊公取委員長も十分お考えになりまして、そういう大きな旗じるしのもとに、いわゆる円滑に正常化できるようにやっておられることを考えるのであります。

をやっていくとしております。しかし歩積み、両建てを全部どういう方向でやるか、その間の経過規定を設けないとなかなかこれは生きものでございまして、そういう点は大蔵省、通産省も考えておりますし、また多年金融財政に造詣の深い渡邊公取委員長も十分お考えになりまして、そういう大きな旗じるしのもとに、いわゆる円滑に正常化できるようにやっておられることを考えるのであります。

下がります。消費者物価は下がるし、賃金の上昇はなしにボーナスは少なかったのが昭和三十三年、三十四年の状態でありまして。だから三三年度では日本の物価は三三下がる。それだから七三年度ならば、大体物価政策は要らなかった、名目で七三か九三程度ならば。それが二〇%、実質一四、五%上がったということ、物価が急激に上がるようになった。そして、その原因は、合理化その他をやりまして、卸売り物価を見てもらいなさい。あなたのおっしゃる管理価格というものはおおむね下がっているか横ばいのごい

それからもう一つは、全国一律の最低賃金制をすみやかにして、そうして全国における中小企業で働く労働者に最低賃金を保障する。これは通産大臣は、統制経済じゃないからそういうことはできないと言っておりまして、たけれども、アメリカでは統制経済でなくとも最低賃金があるのです。一時間一ドル以下で人を使つてはいけません。こういう法律があるんじゃないですか。ですからいまの企業者が中心になつて、最低賃金制と称するものでなく、全国一律の最低賃金制を行なう。少なくともこの三つの問題を池田さんの時代に真剣に取り上げて解決されるならば、全国の中小企業者や中小企業で働く労働者が、かつての苦しい出というのを払拭するような気持ちになるだろうと私は思う。総理の見解をお伺いいたします。

いまだ話しの中小企業に対しては法の金融、ことに下請代金支払遅延防止法につきましてもいろいろお話がございましたが、金融というものは一方を見てはいかない。そしてまたいままでの既成事実を一律に改めようとする、これは角をためて牛を殺すのそりを免れません。だから六十日で現金支払にしろというのを強くやっていると、大企業ではなしに中小企業が困るのではございまして、また親会社、子会社あるいは下請が対等の立場に立つてと

いう合理的な機械化ができないところで多少上がるのはやむを得ません。そういう床屋銭が上がるのかフロ代が上がるのは多少はやむを得ないとしても、私は、池田さんの所得増進計画が一番くずれた原因は、物価政策がなかったということ。特に機械化し能率が上がり、生産性が上がり、しかも高配当を続けておる会社が、少しも価格を引き下げないでおる。しかもそれが少数の企業者——板ガラスとか珪素鋼板とかブリキとか、二社か三社でその品種の日本の総生産の九割から一〇%近くを占めておる、こういうような寡占状態における管理価格と称せられるもの、これは過剰の競争率の際には、自民党においても管理価格については適当な措置を講ずると言っておるのですが、これは現在の独禁法では、協定をして価格を引き上げたり、引き下げをしなかつたりする場合に、これは違反になります。しかし二社か三社でお互いに暗黙のうちに値上げとな

いう合理的な機械化ができないところで多少上がるのはやむを得ません。そういう床屋銭が上がるのかフロ代が上がるのは多少はやむを得ないとしても、私は、池田さんの所得増進計画が一番くずれた原因は、物価政策がなかったということ。特に機械化し能率が上がり、生産性が上がり、しかも高配当を続けておる会社が、少しも価格を引き下げないでおる。しかもそれが少数の企業者——板ガラスとか珪素鋼板とかブリキとか、二社か三社でその品種の日本の総生産の九割から一〇%近くを占めておる、こういうような寡占状態における管理価格と称せられるもの、これは過剰の競争率の際には、自民党においても管理価格については適当な措置を講ずると言っておるのですが、これは現在の独禁法では、協定をして価格を引き上げたり、引き下げをしなかつたりする場合に、これは違反になります。しかし二社か三社でお互いに暗黙のうちに値上げとな

は昭和二十七年を基準にいたしまして、日銀統計では一〇二、三%です。しかし、企画庁の新しい現在に合った調べ直しの卸売り物価は下がっておりまして、だから、管理価格を云々する場合には、まず聞きたい、管理価格のうちで上がったものがどれだけあるか。おおむね、中には上がったものもありませんが、全体としては下がっております。鉄鋼、繊維あるいは化学薬品等々を見ると下がっております。だから、消費者物価あるいは卸売り物価が下がった原因は、とにかく労働賃金が三十年を一〇〇として九〇%から一〇〇%になつておるじゃないですか、名目ではない。消費者物価も最近において三年間で二七、八%、三〇%上がつておるが、賃金は一〇〇%近く上がつておる

〇池田国務大臣 苦しい出とか苦しい歴史とかいって遠慮がちにおっしゃるが、私はそうじゃない、ほはえましい私の一生の歴史だと思ひます。私はそ

〇池田国務大臣 苦しい出とか苦しい歴史とかいって遠慮がちにおっしゃるが、私はそうじゃない、ほはえましい私の一生の歴史だと思ひます。私はそ

〇板川委員 池田総理は、通産大臣をやっておられるときに、ここで私の質問に対して、物価は上げないで所得増進計画をするんだ、こういうことを答へておられる。ところが、実際は所得増進計画は非常に物価高騰をもたらして

〇池田国務大臣 所得増進に物価政策がなかったとおっしゃるが、私の予定しておいた所得増進は物価政策は要らないのです。あなた方はいまの状態をごらんになって、物価政策がなかったとおっしゃるが、日本のあのとき置かれた状況からいいますと、いわゆるGNPとか、国民所得が三三程度の伸び方だったならば物価が下がる。昭和三十三年、三十四年に卸売り物価は

〇池田国務大臣 所得増進に物価政策がなかったとおっしゃるが、私の予定しておいた所得増進は物価政策は要らないのです。あなた方はいまの状態をごらんになって、物価政策がなかったとおっしゃるが、日本のあのとき置かれた状況からいいますと、いわゆるGNPとか、国民所得が三三程度の伸び方だったならば物価が下がる。昭和三十三年、三十四年に卸売り物価は

じゃありませんか。管理価格を云々する場合に、賃金とかなんとかいうものを総合的に考えてもらわねといつぱな議論にならないと思う。だからといって、管理価格を上がるままにほっておくことは言っておきません。このごろ新聞でござんのとおり、通産省でも公取でも十分調査いたしまして、管理価格において不当なものがあり独禁法違反のものがあるならば、十分それによってやろうとしております。時間がありませんから先に答えておきますが、独禁法の適用をもっと適正、拡大すべく、人員もふやしたし、事務所もふやし、取り引き部門も設けております。いろいろな点をやっておくことを御了承願いたいと思います。

○二階堂委員長 伊藤卯四郎君。総理の時間がございませんで、はなはだ恐縮ですが簡単にお願いします。

○伊藤(卯)委員 時間が無いというところでございませうから、きわめて具体的な問題を二点だけお尋ねいたします。

昨年の通常国会のうちに、池田総理に私は、通産省に從來つくられてあるエネルギー部会ではエネルギー界の混乱を解決することはできない。よってエネルギーの全責任を持つような動力省を設置したらどうかということとは与党側のはうからも強く質問されておきたようございませう。しかし、それができないなら、それにかわるような權威のある国家の機構をつくって、そうしてエネルギーを総合調整して需要供給の数量、価格、そういうものの安定、指導をされるようにすべきではないかというのを質問いたしましたところ、池田総理の答弁の中に、これは速記録に出ております。独立省をつ

くることは考えていないが、エネルギー部会を強化拡充して、そうしてもって權威のあるものにする。いわゆる行政運営の上において強化手段をもつてやるようにする、こういうことを明言をされております。ところが、なぜこのことを繰り返して池田総理に再度お尋ねするかというところは、御存じのように石油法をつくりましたたがざる法といわれております。先日政務次官もざる法だということを御答弁のときにされております。これは政府側のほうでもざる法といっております。したがって何らの權威もございませんで、行政のほうでこれをざる法というようなことじゃ、立法の府を侮辱するものはなだしいといわざるを得ない。

まずその問題はそれとして、そういうこととありますから石油業界の混乱は依然として続いております。たとえば出光の問題、これは通産省がようやく調停に乗り出して話し合いをつけたという。丸善の問題も、この混乱の中に耐え切れずして外資問題等で幹部総辞職をせねばならぬということになってしまった。国内の石油開発、ガス開発、これらの問題も、やはり帝国石油が経営困難におちいって社長以下総辞職、こういうことになっておる。それから石炭の問題も、御存じのように、需要供給等の問題は依然として安定にいたしませんので、いわば不安の中に続いております。いわば不安の中に続いております。あるいは輸送、交通、そういう点におけるエネルギーは、食糧とも言うべき、原動力とも言うべきものなのであります。この需要度について

○二階堂委員長 伊藤さん、この際申し上げますが、いま議題が中小企業です。から、中小企業に關連してお願ひします。

○伊藤(卯)委員 日本が現在使っているエネルギーは、量は、石炭に換算すれば、七千カロリーの石炭として二億二千万トンも使っておる。昭和四十七年になると四億四、五千万トン使うということになっております。これはほど大きな問題を池田総理は依然として、どうも調整し、權威ある行政機関としてこれを指導するということをほんとんど約束どおりとられていないように思いますが、これはきわめて重大な問題でございませうから、この点についてまず先に一点お聞きしたいと思ひます。

○池田國務大臣 エネルギーに關する非常な卓見を持つておられる伊藤さんのあれで、年來また御主張になっておられるところございませうが、先般もお答へ申し上げましたように、非常に重要な問題でございませう。したがって、通産省における産業構造調査会うちにエネルギー部会というのがございまして、過去二年近い研究を遂げまして、昨年の暮れ、十二月に答申があつたのでございませう。私は、この答申によりまして、いわゆる權威あるエネルギー行政を執行する、進めていく態勢を整えたい、こういうところ、答申に基づいていま検討を加えておるのでございませう。いずれ案ができましたらごらんに入れますので御協力を願ひたいと思つております。

○二階堂委員長 伊藤さん、総理は二時十五分に退席されますから……。

○伊藤(卯)委員 十分間は特権を与え

られておりますから、委員長そのおつもりで……。

いま一点は、日本の鉄鋼業の拡大発展をこのままに放任しておいていいかどうかという問題でございませう。日本の鉄鋼業の実力は、いま世界の四位になつております。アメリカ、ソ連、西ドイツ、ところが最近になっての粗鋼は、西ドイツを追い越して世界の三位になつております。ここおそろく一、二年のうちに全鉄鋼が、生産は世界の三位になることは必至といわれております。したがって輸出も三十七年度より三十八年度は三四％も伸びております。そういう点から、世界のこれらのおもなる国々から、日本は鉄鋼の安売りをしておるということ、相当政府にいろいろ文句をつけられておることは御存じのとおりでございませう。われわれが問題にする重大な点は、ソ連が五千五百トンの溶鉱炉をつくり、アメリカも四千トンの溶鉱炉をつくり、おる、おそろく近い将来に一万吨の溶鉱炉をつくるであらうといわれておる。そういうふうな非常に大きな設備近代化が進められておる。したがって、日本もこれに負けておるわけにまいりませうので、これに追いつき、これを追い越そうとするために、大手筋では同じような設備擴張を非常に盛んにやつております。そういうところから、昨年の十一月現在の鉄鋼業のおもなところの借金を調べてみると、九千七百八十八億円、一兆円をこしておるといわれております。これが九分の利子といたしますならば、とにかく九百億円、あるいは一千億円の利子を払つておると言つてもいいわけでございます。ところが鉄鋼労働者がいま組織さ

れておるものは十六万人おるといわれております。この人々の一カ月の平均賃金は大体三万円でございます。ところが三万円の労働賃金を得るために、金融資本に対する利子払いが一カ月に、労働者一人当たりから五万五、六千円の金利を払つておるといふことが大体概算上出ております。そういうところから、鉄鋼業の代表者の諸君も、このままでは通しておいたら、三、四年前と同じような減産あるいは平炉封鎖、そういうこと等が起つてくるのじゃないか、そうしたら日本の経済界に重大な影響を与える、だから何とかしてひとつこの安定化のために法的処置を講じてもらわなければならぬ、こういうことを言われております。

○二階堂委員長 伊藤君に申し上げます。時間が参りましたから、簡潔にお願いいたします。

○伊藤(卯)委員 したがって、政府のほうでもこれを放置されることはできないと思ひますから、こういうことについて、同じようなものを競争してつくらせるといふことについての何らかの規制、あるいは法的措置によつて安定が他に与える影響、こういうこともきわめて重大でありますから、こういう点について総理は一体どのような事前措置を講じ、こういう危機を引き起こさせないようにしようとお考えになつておるか、この点をひとつ伺いたい。

○池田國務大臣 ただいまおっしゃつておられるように、三十八年の第三、四半期の日本の製鉄業の生産状況は西ドイツを突破いたしました。来年はもう、特別な規制を加へざる限りにおいては三億になると思ひます。しこ

して、いま鉄鋼の輸出は、原材料の輸入をまかない得る近くまで鉄自体の輸出並びに船その他でまかなっております。ちょうど往年の綿紡が原綿の輸入代金をまかない、それをこえるだけの繊維製品の輸出の状態が、いま鉄鋼にかわりつつあるのであります。そこで、いまやアメリカにおきまして、ヨーロッパにおきまして、日本の鉄鋼の需要は非常に進んでおります。四千トンの鉄鉱炉、一万トンの鉄鉱炉ということは私は聞いておりませんが、いまの日本は鉄鋼精製技術におきましては、世界では一、二位を争っております。これはやはり鉄鋼会社の非常な努力であるのであります。しかもその資本の相当部分はアメリカから借り入れておるのであります。行き過ぎた過当競争はいけません、いままでのようなやり方なら、私は規制するということはいかようなものかと思ひます。やはり日本の鉄鋼業が世界の鉄鋼業になった、この経過を考えますと、過当競争によるむだは省かなければなりません、適正な設備拡張は私は必要であると考えておるのであります。

○二階堂委員長 次回は、来たる三月三日火曜日午前十時より理事会、理事会散会后委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十七分散会

商工委員会議録第六号中正誤

ペシ段 行 誤 正

四四 三 ますが ますか

商工委員会議録第七号中正誤

ペシ段 行

二五 三 「いいますので」は削るべきの誤り。

昭和三十九年三月六日印刷

昭和三十九年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局